

1. 議事日程第3号

(平成20年第6回大口町議会定例会)

平成20年6月16日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	木野春徳
11番	齊木一三	12番	倉知敏美
13番	酒井久和	14番	吉田正輝
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎧	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	健康福祉部長	水野 正利
環境建設部長	近藤 則義	環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝広
会計管理者	前田 守文	教育部長兼 生涯学習課長	三輪 恒久
行政課長	前田 正徳	福祉課長	馬場 輝彦
こども課長	鈴木 一夫	保育長	中野 幸子

保険年金課長 吉田 治 則

建設課長 野田 透

学校教育課長 近藤 孝 文

学校教育課
主幹兼
派遣指導主事 加木屋 直 規

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 近藤 登

議会事務局長
次 佐藤 幹 広

開議の宣告

議長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長より発言を求められておりますので、許可します。

健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） おはようございます。

去る6月6日の本会議におきまして、議案第35号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についての質疑の折、吉田正議員から、今回の条例改正に伴い、どのように国民健康保険税が軽減されることになるのか、具体例について資料提出の依頼がございました。本日、皆様方のお手元に軽減の事例等を資料として配付させていただきましたので、よろしく申し上げます。以上でございます。

一般質問

議長（吉田正輝君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問進行方法については、5月26日の議会運営委員会で次のとおり決定されておりますので、御確認をお願いいたします。

質問者の持ち時間は、1人90分です。90分を経過した場合は、質問者・答弁者とも速やかに発言を終えるようにしてください。それから、時間経過の合図はいたしませんので、残り時間を確認しながら質問してください。答弁者は自席での答弁で結構です。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

土 田 進 君

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 皆さん、おはようございます。8番議席の土田進でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして2点ほど質問をさせていただきます。

最初に、集中豪雨時の浸水対策についてお尋ねをいたします。

災害は忘れたころにやってくると言われております。また、ことしも梅雨の季節になり、梅

雨末期の集中豪雨や台風による風水害が心配される季節となりました。また、新聞報道によれば、地球温暖化による異常気象で局地的な集中豪雨も心配されております。平成12年9月11日・12日の東海豪雨では、雨量が2日間で600ミリ、時間雨量で100ミリ以上を記録しました。新川では堤防が100メートルにわたって決壊し、現清須市の西枇杷島町や新川町、名古屋市西区山田地区等、名古屋市周辺で多数の浸水被害が発生しました。我が大口町でも被害が発生しましたが、主な被害はどのようなものであったのか、お尋ねをいたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 改めておはようございます。

東海豪雨におけます大口町の被害状況について、お答えをさせていただきます。

東海豪雨時の町内での被害状況は、床上浸水4件、床下浸水21件、道路の冠水19カ所、五条川にかかる北河原橋の崩落、護岸の崩壊等が五条川と郷浦排水路で各1カ所、河川の増水による大きな越流が五条川の豊田地区と合瀬川の外坪地区です。なお、浸水被害のうち奈良子川及び郷浦排水路の流域内は、床上浸水はありませんでしたが、床下浸水は7件でございました。以上です。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田進君） 被害が発生した地区の一つに、準用河川奈良子川、郷浦排水路流域があります。最近、私は西奈良子地区の住民より一通の手紙を受け取りましたので、ここで紹介させていただきます。

私たちの部落は地盤が低く、昔から雨が降りると浸水するので、昔の人々は雨が降ると水路になるように道を低くしていた部落でした。そして奈良子川を改修する話が町からあり、私たちは、川幅、深さが大きいので、たくさんの水が来ると困ると町に申し上げましたら、町は、大水でも80%しか来ないとの話でした。奈良子部落の水も流れ落ちて、大変よい話でした。部落から4本の排水が奈良子川へ落ちる工事をしていただきましたが、最初は部落の水が川へ流れてよかったのですが、奈良子川の上の方へと工事が進むにつれて水量が増加して、部落から奈良子川へ流れ落ちるはずが、排水路から逆流して部落へ流れるようになり困りました。そこで町に逆流をとめる弁を取りつけていただきました。また、上流に工事が進むにつれ、大雨で水量が増すと満水になり、部落の方へ水が上がってきて困りました。この原因は、奈良子川の下流の堀尾跡公園地内の川にふたがしてあるので、西側の田の方へ流れないから上流の方の西奈良子部落の方へ上がって困っております。その水は部落内を流れ、西側の愛岐南北線の道へと流れ、現在の添付写真のような、道が川のようになっております。愛岐南北線をつくる時に、県や町に少しでも道を低く下げてくださいとお願いして、県道若宮江南線の道を

少々下げてくださいました。それで水は流れておりますが、大雨のときは16メートルの道幅に深さ20センチぐらいまで来ます。この状況を思うと、今後、愛岐南北線の工事が始まる前に検討していただきたく存じます。後々に憂いのないようお願いをいたします。

以上の内容の手紙を受け取り、早速近隣住民の方に実情を聞きました。この西奈良子地区は、旧の字名が東池尻、中池尻、西池尻、流れ、差柳、これは苗田のことだそうです。このような地名が示すように、昔からじょうごの口のように水のたまる場所であったそうです。東海豪雨のときには床上浸水、今、床上はないということをおっしゃいましたが、私が調べたところでは床上もあったとの方に聞きました。それから床下浸水の家屋もありまして、町内においても比較的被害の大きかった地区であったと思います。

そこで添付資料の1をごらんください。奈良子川並びに郷浦排水路の改修経過を示した図面です。この図面について御説明を願います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 奈良子川と郷浦排水路の改修の履歴及び経過について報告させていただきます。

奈良子川は、昭和52年から昭和60年度までに五条川から郷浦排水路との接続点までを改修しました。また、郷浦排水路の東海豪雨以前の整備状況につきましては、下流の奈良子川接続点から町道大屋敷線までを昭和61年度から平成2年度までに、上流の余野から中小口までを昭和54年度から昭和63年度までに整備いたしました。東海豪雨後は、平成12年度は町道大屋敷線上流14メートルを災害復旧工事、翌13年度は災害復旧工事箇所から町道桃花台線までの約125メートル、14年度は大御堂児童遊園手前まで約104メートル、平成15年度は町道大御堂線手前まで約169メートル、平成16年度は前田養鶏場まで約364メートル、平成17年度は竹田公園の南付近まで約214メートル、平成18年度は竹田公園東付近まで約115メートル、平成19年度につきましては町道役場柏森線手前までの約194メートルを順次整備してきました。今後の残りにつきましては、奈良子川の調整池まででございますが、約360メートルを残り3ヵ年で整備する予定となっております。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田進君） 東海豪雨のときには五条川の水位が上昇し、奈良子川に逆流しないように設けられた逆止弁が働き、奈良子川の雨水が五条川に排水できなくなりました。上流より押し寄せてくる雨水は、堀尾跡公園沿いの川にはふたがあるため流れ出ず、その上流の西奈良子地区であふれ出した水は集落内に流れ込み、西側の愛岐南北線へと流れ出し、道路は川のようにになりました。そして低い土地の住宅が床上や床下浸水になりました。これは集中豪雨により

五条川の水位が上がったことに起因するものと推測されます。この問題を解決するには、五条川の水位が上がらないように改修工事が必要と思われます。

五条川について県の改修計画はどのようになっているのか、また大口町内の改修計画はあるのか、お伺いをいたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 愛知県の五条川の改修計画について御質問をいただきました。

五条川につきましては、犬山市の西片草地先を起点といたしまして、大口町を北東から南西にかけて流下いたします巾下川、青木川を合わせて新川に合流している河川、延長につきましては約30キロメートルの河川でございます。

愛知県においては、「まちの暮らしを支え育む、安全で安心できる川づくり」を基本理念に掲げまして、平成19年10月に、今後おおむね30年にわたる河川整備計画を策定いたしました。この計画の策定に当たっては、大口町内の五条川、合瀬川、矢戸川等の全河川の整備が計画にのるよう、愛知県や自民党国会議員等に対して強く要望してまいりましたが、残念ながら当面の大口町内の河川改修については、合瀬川と青木川放水路が計画にのり、改修工事が行われることになりました。五条川については、新川合流点から岩倉市の待合橋までの約14キロメートルが工事施工区間となっています。大口町を含む待合橋より上流は、まだ具体的な内容は示されていません。

しかし、合瀬川は、荒井堰まで改修されると五条川に流れ込む洪水をバイパス的に流下させる機能があり、五条川の負担を軽減できるようになり、青木川放水路は奈良子川、郷浦排水路流域の洪水を木曾川に逃がす機能を持ち、下流部の浸水危険度を下げますので、大口町としては治水安全上どちらも大変重要な事業であり、早期完成が望まれるところであります。今後も合瀬川及び青木川放水路の一日も早い工事完了を、県・国及び関係機関等に対し、今まで以上に強力に要望してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 現在、五条川の大口町内における改修は、計画が今、岩倉の待合橋までしかないというお話でした。そのような現状において、愛岐南北線が今後三、四年の間に155号線まで延長されますが、愛岐南北線の五条川にかける橋の右岸の取り付け道路の形状はどのような計画であるのか、お尋ねをいたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 五条川に新しくかける橋となりますと、現在の堤防の上に橋ができるような形となりますので、右岸の取り付け道路の形状も現況より高くなることになりま

す。現況高さと計画高さは、県道若宮江南線のところは変わらず18.32メートル、そこから78メートルほど南の町道豊田130号線のところで現況が17.85メートル、計画高さは18.21メートル、約36センチ高くなります。その付近から橋にかけて上り勾配が始まり、五条川堤防上では現況18.90メートル、計画高さでは19.95メートルで、約1.05メートル高くなります。橋の真ん中では20.129メートルとなります。上り勾配の始まる町道豊田130号線地点と橋の中央の高低差は約1.92メートルとなります。約79メートルの距離で上っていくこととなります。勾配は上り区間の平均が2.42%、最大が3.62%であるというふうに聞いております。

路面排水については、南から一たん県道側に戻し、そこから南に向け排水路を設け、現状と同様、奈良子川へ放流するという計画だと聞いております。以上です。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 今、五条川にかかる橋の高さが右岸で1.95メートル、その北側、手前約80メートルのところから上り坂になるということですが、県道若宮江南線を越えるとすぐに上り坂になり、集中豪雨時にはこの交差点が低い土地になるということで、愛岐南北線と若宮江南線の交差点付近は添付写真のような状態以上に雨水がたまるようになるのではないかなあと心配をしております。そのような点は大丈夫でしょうか。交差点付近が水たまりになるという心配はないでしょうか、お尋ねします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 後の質問の方にも絡んでくると思いますが、基本的にはこちらの高低差の関係も出てまいります。基本的には、先ほども言いましたように、奈良子川の方に放流という形になってきます。現況の高低差というのは今説明させていただいたんですが、基本的には奈良子川への放流という形でフォローできるのではないかとこのように考えております。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 次に、郷浦排水路の上流部にある奈良子川調整池と奈良子川下流域の一番低いところの標高差はどれぐらいあるのでしょうか、お尋ねをします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 高低差について御質問をいただきました。奈良子川調整池と奈良子川下流域の道路高、田面高、河床高の標高差は次のようになっております。

奈良子川調整池北側の県道小口岩倉線の道路高は24.84メートル、奈良子川下流域の県道若宮江南線の道路高は18.32メートル、その差は6.52メートルです。また、奈良子川調整池南側

の田面高は23.32メートルで、奈良子川下流域の堀尾跡公園北側の田面高は17.40メートルで、その差は5.92メートルあります。さらに奈良子川調整池の郷浦幹線河床高は22.15メートルで、奈良子川下流域の堀尾跡公園内の奈良子川河床高は16.086メートルで、その差は6.064メートルでございます。以上です。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 私が調べたところによりますと、郷浦排水路上流部、奈良子川調整池のところの西側のゴルフ場のあるところが標高が25.3メートル、奈良子川下流域の一番低いところで17.3メートル、標高差が約8メートルあります。平たんな地区のように見えるわけですが、これだけの標高差があれば、その間の水路の長さが約3キロあるわけですが、その地域の雨水を集めて郷浦排水路を流れ下り、その水は奈良子川下流部から五条川へ排出されます。ところが、集中豪雨時には五条川の水位が上がって放流できない事態になれば、奈良子川の水は西奈良子周辺であふれて集落へと流れ込むことが予想されます。その集落を越えた水は、地盤が低いアスファルトで舗装された愛岐南北線に流れ込み、道路が添付写真のように川のようになることが想像されます。郷浦排水路の改修が進んだことにより、今まで以上に浸水被害の可能性があります。

大口町の今までの見解では、愛知県から新川の改修を進めており、上流部では雨水をいっときに下流に流すのではなく、適当に各地でため、あふれさせてから流すように指導を受けているとの説明を受けてきました。郷浦排水路の改修は県の方針に反しており、下流部に負担を強いている現状ではないでしょうか。

そこで、集中豪雨時には下流部の奈良子川流域で水があふれ、浸水被害の発生が予想されるにもかかわらず、上流部の改修を東海豪雨後1,284メートルも進めたこと、また今後も上流へ改修が進むことは、下流部の住民の不安が増大することになります。町はこのことについてどのような見解で改修を進めておられるのか、お答えをお願いいたします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 平成12年度の東海豪雨では、豊田地区の御供所、西奈良子地区を初め、奈良子川、郷浦排水路流域内においても多数の浸水被害が発生しました。東海豪雨の雨量は、まさに豪雨と言われるとおり、近年私たちが経験したことのない激しいものでした。そういった中で、奈良子川付近、郷浦排水路流域内の浸水原因を考察しますと、御供所地内については大之瀬橋の高さが十分でなかったため、また西奈良子地内については北河原橋が崩落するという想像を超えた事態により、五条川の通水断面が小さくなってしまったことがこれらの地区が浸水した原因の一つであると思われまます。一方、上流の浸水原因については、流入し

てくる雨水排水が、未整備区間においてその断面が小さいため行き先を失い、付近が浸水したと思われま。こういったことから、上流部の郷浦排水路の改修は喫緊事となり、井路敷問題で中断していたところを関係者の理解を得て着手してまいりました。

その影響についての御質問であります。下流部は改修が済んでいるため、この流域内の雨水排水を安全に流下させるために必要な流下能力を有しており、浸水被害が増大するという可能性は非常に小さいと考えています。さらにこの流域では、県によります青木川放水路の工事が進められております。この事業は、奈良子川調整池のところでこの流域の洪水量の一部を地下放水路を通し木曾川へ放流する計画であり、当初の予定より年数はかかっているものの、着実に進められており、完成すれば、この流域の治水安全度を確実に向上させてくれるものと期待しております。また、先ほども申しましたように、合瀬川が改修されることによって、荒井堰において五条川への洪水流入量の減少が図られることにより、この地域での五条川の水位も下がるものと考えられます。これらの県による事業は、大口町の治水上大変有効なものでありますので、早期完成を引き続き要望してまいりたいと考えております。

なお、東海豪雨を含め、最近各地で発生する大雨による洪水のニュース、新聞記事を目にしますと、私たちの身近にある水についてふと考えてしまうことがございます。平成、昭和よりもはるか前、江戸時代ですが、水利権というものがありません。私たちの生活の糧となる水をいかにして得るかということのあらわれであったかと思ひます。しかし、一たん洪水が起きると、水は堰を切って下流に流れてしまいます。水利権とは一体何だったのでしょうか。

平成12年度の東海豪雨以来、我々は県に対して、合瀬川、五条川の改修、あるいは青木川放水路の工事完了の要望を何度も行ってきましたし、今後も早期実現に向け続けていくつもりです。新しい道路の新設も必要であります。しかし、地域の安全ということも我々の頭からいつときも離れるものではありません。今回御質問をいただいている件につきましては、我々行政はもちろん、議員におかれましても、私どもと一体となって活動、御支援いただければ大変うれしく思ひます。以上です。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 上流部において合瀬川の改修等、いろいろと対策はとられているということ、また青木川放水路と奈良子川調整池が将来接続するということは私も承知いたしておりますが、この青木川放水路と奈良子川調整池が接続するのはいつごろになるのか、現在の工事の進捗状況、それと開始はいつごろになるのかお聞きしたいと思ひます。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 現時点での状況でございますが、先ほど言ひましたように、若

干工事そのものがおくれおる状況でございますが、確実に工事は今行われておりまして、御質問の箇所については、昭和川の調整池から奈良子川の調整池までの約850メートルについて工事が行われるものでございますが、現時点では、平成23年度から工事に入りまして、2年間ほどで工事が完了するという計画になっております。通水ができる状態になれば、毎秒3トンの排水ができるという状況と聞いております。

なお、工事については、用地買収等の関係がございますので、工事方法については未定でございます。以上です。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 今、青木川放水路に接続すると、毎秒3トン、青木川放水路の方に流せるようになるとお聞きしましたが、上流から来る水量はどれくらいで、下流の奈良子川の方へ流すのはどれくらいでしょうか、お尋ねします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 上流から8トンということで、3トン放流しますので、5トンという状況になるかということでございます。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 上流からの水量が毎秒8トン、そして調整池へ3トン、5トンを郷浦排水路へ流す計画ということで、青木川放水路へ流す量より郷浦排水路へ流す方が多いという計画であります。それで、青木川放水路と奈良子川調整池が接続されるまでにはいろいろな問題も今後あると思います。まだまだ接続までには時間がかかるのではないかと思います。青木川放水路と調整池が接続すれば、奈良子川の水量を減らす効果は少しはあると思いますが、しかしながら、西奈良子地区から奈良子川調整池の位置までは流域距離で約3キロあります。余りにも遠く、東海豪雨後1,284メートルも改修されたことで沿川の雨水がより集中することになり、今後も改修が進むことによって水量がますます増加するであろうと予想されます。今のところ大口町内は県の五条川計画もなく、集中豪雨時に五条川の水位が上がり、上流から押し寄せてくる水を奈良子川から五条川に排水することができず、奈良子川があふれ、下流地域の浸水被害が心配されます。奈良子川上流部の郷浦排水路の改修が進んでしまった現在では、西奈良子地区の浸水被害を少しでも減らす対策として、西奈良子地区に近い位置に調整池をつくる等、何らかの浸水対策は検討できないのか、お伺いをいたします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 西奈良子付近に調整池をという御質問をいただきました。

平成16年に特定都市河川浸水被害対策法が施行され、大口町においては平成17年度に新川流域整備計画と整合を図りながら流域水害対策計画を策定し、これに基づき、新設統合大口中学校に4,300立方メートルの雨水貯留施設を建設しました。さらに今年度は余野地内に1,000立方メートルの雨水調整池を建設する予定です。

さて、御質問の西奈良子浸水対策については、東海豪雨後の北河原橋、大之瀬橋改築及び新設中学校に設置した調整池、さらには青木川放水路事業、また合瀬川改修による五条川の水位低下等、町と県による事業の効果を検証しながら、流域水害対策計画による大口町全体の調整池設置計画や農地の保水機能を保全する方策等、あわせて効果的な施策を総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 西奈良子地区の住民は、大雨が降るたびに浸水するのではないかと大変心配しております。住民の安心・安全な生活を守るため、最優先課題として西奈良子地区に近い位置に調整池をつくる等、浸水予防対策を講ずることを要望しておきます。町内にはほかに浸水被害が予想される地区があると思いますが、ぜひ集中豪雨時の浸水予防対策に力を入れていただきたいと思います。

次は、農業用排水路の改修と維持管理について質問をいたします。

まず、農業用排水路の改修についてお尋ねをいたします。

農業の近代化・効率化を図るため、圃場整備事業が行われました。豊田第7工区は平成5年に換地処分が実施されました。全町農業公園構想が平成15年に制定され、「広く豊かな農地を持つ大口町のまちづくりは、この農地をまちの財産として大切に守り」とあります。私もこの理念には大いに賛同するものであります。しかし、現状を見ると、この全町農業公園構想と農地転用が進んでいることは、相反しているように思えます。また、平成22年に行われる都市計画見直しに関する県の都市計画区域マスタープランの県案も出され、大口町の案も作成段階にあると思われませんが、今後、大口町は全町農業公園構想の理念を守るのか、都市開発を推進させるのか、どちらの方針を案としてまとめ、優先させていくのか、お伺いしたいと思います。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 農業用排水路の改修と維持管理について御質問をいただきました。全町農業公園構想と農地転用が進んでいることについての矛盾というような趣旨の御質問であったというふうに思います。

議員のお地元である豊田地区、土地改良区でいう第7工区の最近の農地転用箇所の図面をお示しいただいております。優良農地が減少することに憂えているという御質問でございますが、

議員御承知のとおり、平成19年1月1日から幹線道路の沿道等における流通業務施設の立地条件が緩和されたことにより、この地区には条件的にも地理的にも最適な箇所として倉庫進出が続いておりますし、企業の駐車場不足もあって農地転用が集中しております。

さて、全町農業公園構想と農地転用が進んでいることが矛盾しないかというような趣旨の御質問であったと思いますが、農地転用は許可制となっており、許可制度の目的は、優良農地を確保しながら農業との土地利用調整を行った上で、都市的利用等、他用途への転換要請にもこたえつつ、地域開発のために計画的な土地利用を図るものであります。豊田地区における農地転用についても、そうした許可基準に適合した上で、市街化区域に近接した地域から順次転用されるよう、農業経営の安定を図りながら進めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

(8 番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 土田進君。

8番(土田進君) 私の手元にある資料によりますと、都市計画見直しに関するスケジュールというのがありまして、これによりますと、7月の県の都市計画審議会に対し大口町としての案を作成しているはずですが、その進捗状況がわかれば教えていただきたいと思います。

議長(吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 大変申しわけないですが、今ちょっとわかりませんので、よろしくをお願いしたいと思います。

(8 番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 土田進君。

8番(土田進君) こういったことも議会で、全員協議会でもよろしいですから、現在どのようになっているかということをお示しいただきたいと思っております。

それでは次にまいります。

大口町は、名神高速道路、名古屋高速道路の小牧インターチェンジに近く、国道41号線、155号線が通り、非常に交通の便のよい地域で、開発が進むのも時代の流れであり、また企業の進出は町の財政においても大いに寄与しており、そのために農地転用が進むのもやむを得ないかもしれません。現在、国道41号沿線はもとより、国道155号沿線も開発が進んでいます。村中交差点の立体化工事も進みつつあり、155号線の4車線化も計画されているようです。また、3年をめどに愛岐南北線も155号線に接続し、ますます交通の便のよい地域になろうとしております。最近の新聞報道によれば、政府の地方分権改革推進委員会において、農地転用の許可権限を国から都道府県に移譲することをまとめたようであり、また愛知県は、工業用地確保及び企業の他県への流出防止のため、農地転用の規制緩和の方向にあるようです。

では、資料の2をごらんください。圃場整備事業第7工区の図面です。豊田三丁目地内において農地転用申請が済んでいる土地や、現在転用が検討されている土地もあるようで、農地はごくわずかとなりました。効率的な農業ができるように圃場整備事業が行われたにもかかわらず、平成5年に換地処分が行われてわずか15年で、ほぼ農地がなくなりました。今後は、御供所三丁目、豊田二丁目、一丁目へと開発が進んでいくのではないかと心配をしております。

平成16年5月の特定都市河川浸水被害対策法に基づき、大口町全域を含む新川流域が特定都市河川流域と指定されました。この法律により、田畑などを農地転用し、建物を建てたり駐車場などとした場合、その面積が500平米以上であれば県知事の許可が必要になりました。許可に当たっては、許可基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要になります。この雨水貯留浸透施設はどのような施設で、田畑の果たしていた雨水貯留機能をどの程度カバーできるのでしょうか、お尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 雨水貯留浸透施設とは、特定都市河川浸水被害対策法の定義では、雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするものであります。具体的には、調整池、貯留槽、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装、浸透池等であります。

平成18年1月1日より特定都市河川流域に指定された新川流域においては、500平方メートル以上の開発に伴い設置が義務づけられています。設置に当たっては、設計技術基準に基づく計算が行われます。開発が行われる土地から流れ出す雨水の量について、開発前の土地の形状と開発後の土地の形状の変化による増加を抑えるため、計算に基づく大きさの雨水貯留浸透施設を設置することになります。

その効果は、田畑であった場合と比較してどうかという質問でございますが、法律では、設計基準により計算された大きさのものを設置すればいいということになっております。以上です。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 田畑が果たしていた貯水機能と同程度の機能を持つ施設をつくることは、大変な費用もかかり、不可能ではないかと思われま。最近つくられた雨水貯留浸透施設の貯水池を見ても、ちょっとした雨でも満杯になっていて、田畑の果たしていた機能には及ばないことは明白であります。本当にこれで規定を満たしているのかと疑問に思いたくなります。規制が強化される前に開発した貯留施設は不十分なものが多いと思われま。農業用排水路は、田畑が多く水を蓄えることを前提にしてつくられたものであります。農業用排水路は、水が

あふれて田んぼに流れても、24時間以内の稲の冠水であれば想定内の設計になっていて、大雨のときに排水路からあふれるのは当然の現象であります。しかし、開発が進み、今まで大きな貯水池であった田畑が減少し、一たび集中豪雨が発生すれば、雨水は一気に排水路に流れ、流下能力を超えた水は低い場所であふれ出すのも当然の現象であります。

この豊田三丁目のように開発が進んでしまった地区の農業用排水路は、水路敷の広さも十分あることでもあり、水路を拡幅した排水路に改修すべきと思いますがいかがでしょうか、お尋ねします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 町内の農業排水路は、ほとんどが昭和40年代から始まった土地改良事業によって整備されたものであり、土地改良事業の設計基準に基づいて構造、断面、勾配等が計算されています。総合治水の観点からすると、水田は遊水池との見方ができると思います。水田地区において農地転用が進んだところの排水路は、水田の遊水池としての機能分だけ断面不足となることも考えられますので、対策を講じなくてはならないところもあると思われれます。しかし、対策としては、先ほどの西奈良子の問題で議員も心配されましたように、水路の改修は下流のことも考えなくてはならないと思います。この後の質問にも関連しますが、水路改修のほかに、調整池の設置や県による河川改修等、地域の状況に応じた対策を講じなくてはならないと考えております。以上です。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田進君） 開発の進んだ地区の中でも専業農家として生計を立てておられる方々があります。その中の1軒の農家は、周囲が田畑のときに田んぼの状態でも農業ハウスを建てて野菜の栽培をしておみえでございます。しかしながら、年度内にも周囲が倉庫と駐車場になる予定であります。そうすると、このハウスだけが周辺で一番低い土地になるため、水はけが悪くなり、野菜づくりに影響が出るのではないかと心配しておられます。農業振興地域の中で多額の投資をして農業ハウスを建て、農業を営んでいるにもかかわらず、廃業しなくてはならないのではと大変心配しておられます。

この件は一例ですが、このほかにも開発が進むことによって農家への影響が考えられますが、町はこのようなことに対して対策はあるのでしょうか、お尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 農地転用までには、農振区域の地区除外から始まって、大口町土地改良区協議及び農業委員会協議、大規模であれば大口町宅地開発指導要綱に基づく事前協議等の庁舎内会議及び各委員会等での協議を経なければならず、当然そうした協議の中で周辺

農地の用水及び排水の確保、農耕作業車の通路整備及び一般車両、通行者に対する交通安全対策、さらには防犯対策等、周辺対策についてそれぞれの視点から要望や改善の指導をしております。また、平成18年1月1日から大口町全域が特定都市河川流域に指定されたことにより、500平方メートル以上の開発の場合は雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられ、県による許可及び完了検査も実施され、それまでの指導要綱に基づく対策に比べ、確実な雨水対策が行われることになりました。500平方メートル未満の開発に対しては法規制対象外となりますが、開発に係る担当窓口において総合治水に対する重要性を説明し、浸透ます設置などの協力依頼を行っているところです。以上です。

(8 番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 土田進君。

8番(土田進君) 先ほどのハウス農家のことですが、年度内にも周辺が完全に倉庫、そして駐車場で埋まってしまうということで、その排水のことについてぜひ何か対策を立てていただきたいと思います。開発によって農業者が不利益をこうむることのないように、十分配慮していただきたいと思います。

次に、添付資料3をごらんください。大口町の中での一番標高の低い地域である大口町の最南端の水路は南北に4本あり、その4本の水路が江南市境を東西の1本の水路で受けて、南の江南市の水路へと流れています。大変効率の悪い無理な設計になっているため、たびたび農業用排水路から水があふれ、江南市道を越えて田に流れています。この江南市へ流れる地点での農業用排水路の流下能力はどれくらいあるのでしょうか、お尋ねをします。

議長(吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 御質問の排水路は、町道豊三線の歩道の下に埋設され、八剣社南から南下してくる排水路と豊三線の西側の水田エリアの農業排水路、及び豊三線東側の水田エリアの農業排水路が3方向から東海理化西の信号交差点で合流し、江南市へ流れ込むものでございます。町内の合流地点での排水路の大きさは、高さ・幅とも1.5メートルであり、流下能力は毎秒4立方メートルと推定できます。その下流の江南市内の排水路の断面の高さは0.8メートル、幅が1.6メートルであります。江南市にも確認しましたが、正確な流下能力はわかりません。以上です。

(8 番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 土田進君。

8番(土田進君) この農業排水路の設計によりますと、45%しか受け入れ能力が末端でないということになっております。当初から55%はあふれて、それを田が受け入れる計算になっていると思います。農地転用が進んで田畑がなくなったり、今後も転用が進むことが予想され

る以上、大口町の一番下流域である江南市沿いの東西の農業用排水路並びに南北に流れる4本の農業用排水路の改修はぜひ必要と思います。江南市側の排水路幅は広く深いので、十分受け入れ可能と思われます。いかがでしょうか、お尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） この地区は大口町の最南端でありますので、地形的には大口町でも一番低い地域であります。そこに3本の水路が合流して流れ込んでおり、それを受ける江南市の水路もそれほど大きくないため、水害の発生を心配するところでございます。大口町流域水害対策計画においても、この流域の水害防止のため、有効な対策の検討をしております。調整区域での対策は、水田の貯留能力を有効利用することが一番即効性があり、実現性も高いと考えておりますので、その方法について、今後皆様方の御意見を参考にさせていただき進めてまいります。また、新川流域での対応の一環としての対策を検討してまいります。

調整池の設置については他の流域でも必要とされ、計画の中で優先順位をつけ手がけております。優先順位上位といたしましては市街化区域であり、この地区の調整池の具体的な検討はこれからと考えております。以上です。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田進君） 開発の進んだ地区の下流部に位置する地域の農業用排水路の改修を行わなければ、農業用排水路からあふれた水で地盤の低い場所の住宅や駐車場が浸水するおそれがあります。この間うちの雨でも、もうあふれるばかりになっております。どうかぜひ改修が必要であることを申し上げて、次へ移ります。

次は、農業用排水路の維持管理についてお尋ねをします。

現在、農業用排水路敷のり面の草刈りなどの管理は、ほとんど大口町では行っていないと思います。水路に面した農家が自発的に行っているところはまだよいのですが、それ以外のところは草が生え放題になっているなど、管理されておらず、道路沿いの水路敷はマナーの悪いドライバーの格好のごみ捨て場になっております。長年草刈りをしていないところでは、直径10センチ以上にもなる木が生えているなど、大口町が管理を怠っている証拠であります。大口町南部の江南市側の農業用排水路では、毎年1回業者が草刈りを行っています。財政力豊かと言われる大口町が水路敷の維持管理を実施しないのはなぜなのか。ぜひ水路敷の維持管理について予算化していただきたい。お伺いをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 農業用排水路の草刈りの実施についての御質問でございました。誰も手を入れない、草が生え放題の農業用排水路を見かねて、町で草刈りを実施すべきではな

いかという御質問であったかと思えます。

農業が業として成り立たないことから、農業の魅力が薄れ、農家の減少とともにそうしたところが出てきました。業者に頼めば簡単なことではありますが、この費用を農業振興のために活用できたらというふうに考えております。方法といたしましては、大口町の農家総数が減少する中で、団塊の世代を初め、多様な方々が農業に取り組まれているようですので、この方々を中心に、区域を分けて農業用排水路の草刈りをお願いし、これに対して代価をお支払いするというものです。これを推進するに当たりましては、行政と農業者の協働で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 今の話ですと、農業用排水路は農家だけのものというようなお答えですが、決してそうではない。すべての水が流れる排水路という感覚で、農家のためだけにやることはできないというような御発言では、非常に私としては納得ができません。町外から大口町に入ると、途端に農業用排水路が草木で覆われているというのは、大口町のイメージとしてもよくないと思えます。町の周辺部は、町外から訪れる人から見れば大口町の玄関であります。ぜひ 1 年に 1 回は草刈りをするを要望します。

また、町による農業用排水路の管理が行き届いていないため、水路敷に勝手に頑丈な鉄筋コンクリートでふたをして私有地のように使ったり、また水路敷に構築物をつくったり、置き去りにしているケースが見られます。町有地である農業用排水路の改修時には、その処理に相当な撤去費用が発生することが予想されます。このような不法占拠等は、発見した段階で町が厳重に指導すべきであります。町は農業用排水路の現状とその維持管理について、どの程度認識しておられるのかお尋ねをします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 水路敷である町有地の維持管理についての御質問をいただきました。

先ほどの質問でもお答えさせていただいたように、放置されてしまったところや管理の目が行き届かないところにごみが捨てられるなど、違法行為を発見できないところがあるのは否定できません。これまで以上の巡回監視に努め、発見した場合には法的手段を検討するなど、毅然とした態度で臨みたいと考えておりますので、御支援、御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8番（土田 進君） 昨年も私はそのことについて町に申し入れをしたつもりです。ですが、解決を見ておりません。聞くところによりますと、1件の構築物の処理だけでも、うわさによると70万請求をされたそうです。そのように不法構築物が残っていたんでは、改修のときに町が全額負担をしなくてはならないということになるかと思います。また、現在はまあまあやっていますが、水路敷にかわら等を相当積んだり、コンクリートのものを置いたり、いろいろ放置しているところが見受けられます。いつ何どき廃業、あるいは持ち主が変わるかもしれません。そういった場合に、またそういったものが残留物として残ることになりますと、大変な町に負担がかかるということですので、個人の所有地であれば、侵害を受ければだれでも文句を言います。町有地である農業用排水路敷は、町でしっかりと維持管理をしていただきたい。ぜひこの問題を厳粛に受けとめ、迅速な対応をしていただきたいと思います。

最後になりますが、世界的に食料の自給力が問題になっている現在、大口町の全町農業公園構想が構想だけに終わるのではなく、次世代に至るまで農地の多い地域であってほしいと願うものであります。先ほどの質問でも何度も申し上げましたが、全町農業公園構想と都市開発のバランスが非常に重要になってきております。開発するのであれば、まず地区住民のコンセンサスを得ること、そして効率や利潤を優先するだけでなく、住民が安全で安心して暮らせるようなまちづくりを念頭に、今できる諸施策の早期実施を要望して、私の質問を終わります。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、10時35分まで休憩といたします。

（午前10時26分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時35分）

宮 田 和 美 君

議長（吉田正輝君） 続いて、宮田和美君。

5番（宮田和美君） 5番議席の宮田和美でございます。

ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず最初に、地震対策事業について。

今この地球上では、御承知のように大災害が発生しております。言うまでもなくミャンマーでの大洪水、中国四川省での巨大地震、この天災で何万、何十万というとうとい命が奪われております。こうした災害は他国のこととして見ていた私たち日本人、この日本にもついに一昨日早朝、岩手・宮城におきまして震度6とも言われる大地震が発生してしまいました。この地震でも大切な人の命が奪われて、まだ不明者も発見されていないというようなことで、現在捜

索中というニュースが流れております。

我が大口町でも、そんな危機を察してか、6月の広報の中で「地震防災マップ」が配布されました。さすが都市開発課、先を読まれてのことかと感心しております。この地震対策について御質問させていただきます。

まず、通学路のブロック塀の安全対策でございます。

地震防災マップは町内全戸に配布されましたが、現時点の通学路の危険箇所と思われる箇所は何ヵ所くらいあるか、把握されておるでしょうか、ありましたらお知らせ願います。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今も宮田議員さんからお話がありました、14日の朝、岩手・宮城の内陸に起きました地震、最大震度が6強、マグニチュードは7.2というような報道がされておりますし、今もお話の中にありましたように、死者、さらには行方不明、けが人もたくさん出ているというようなことで、冥福をお祈りし、一日も早い復興を望むものであります。

それでは御質問にお答えをします。

まず、通学路のブロック塀の確認でございますが、通学路については、現在、毎年PTAによる通学路の改善要望として、交通安全や防犯の面からの点検は実施をしておりますが、御質問のブロック塀の危険箇所は把握いたしておりません。この点検及び改善要望に対して、カーブミラーの設置、ラインの引き直し、啓発看板の設置、通学路の見直し、警察への横断歩道の要望等の対応により、通学路の安全確保に努めている現状でございます。

今後、改善要望の点検時に、ブロック塀等の防災面についても一度点検をしていただき、緊急時の安全確保を検討してまいりたいと考えております。

（5番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 予想以上の出来事が現実には起きます。早急にそういった危険箇所等を把握していただきまして、子供たちの命を少しでも守れたらいいかなというふうに思っております。本当に時間がわかっておりませんので、子供たちは集団で登下校します。そういった中で地震が発生して、ブロック塀が倒れて、とうとい大口町の宝である子供たちが犠牲にならないように、少しでも早くそういった対策をとっていただけたらいいと思っております。ブロック塀、最近はあまり話題になりませんが、また恐らくこれからそんなような話題が出てくるんじゃないだろうかというふうに思っております。

2番目でございます。難しいかとは思いますが、今言いましたように、ブロック塀の安全診断はできないであろうかというふうに思っております。なぜならば、非常に古いブロッ

ク塀が大口町内を見てもあります。私のうちもそうでございますけれども、30年も過ぎますとコンクリートの劣化も進んで、新しいうちはいいいんですけれども、30年も過ぎたようなブロック塀というのは強度が不足しているんじゃないか、あるいは鉄筋が上まで入っていないとか、当時の建築では恐らくあったと思います。ですので、今はエックス線等も使って、鉄筋があるかないか、そういったようなことも確認できるんじゃないかなろうかというふうに思っておりますので、少しでも私どもの大口町の財産、子供たちの命、あるいは町民の命を守るためにもやっていただけたらいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） ブロック塀の診断は、専門家の診断がありますが、専門家の診断の前に、個人でもできる診断方法がホームページに掲載されております。一つの情報提供をさせていただくわけですが、その診断の項目としましては、基本性能として建築後の年数、塀の高さ、塀の厚さ、外観診断としまして全体の傾き、ひび割れ、損傷、著しい汚れ、耐力診断としてぐらつき、保全状況として補強・転倒防止対策の有無などにより、点数化で安全性の判断ができるものになっております。自己診断で安全性が確保されていない場合に、専門家に鉄筋の有無ですとか、根入りの深さなどを確認していただくか、改修・撤去等の相談をしていただきたいというふうに考えております。まずはブロック塀の診断を個人で実施していただきまして、安全の確認をしていただけるように啓発していきたいというふうに考えております。

（5番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） ホームページに出ているということでお答えいただきました。大口町民が見ているかどうかちょっと不明でございますので、ぜひとも町としても、せっかく立派な地震マップもできてきましたので、これに関連しまして、そういった診断書といったものも、もう一度見直したらどうだという啓発活動、そういうものも必要じゃないかなあというふうに思っております。

現在、私が把握しましたところ、下から上までブロックで積み重ねてある、9段積みというように非常に高いブロック塀がございます。これを見ると、本当に危ないなというふうに思っております。このやかましい時期に、できるだけこうしたことのないようにぜひとも進めていただけたらいいかなというふうに思っております。

続きまして、ブロック塀の植木化に補助金をとということで、今言いましたように、非常に危険度の高いブロック塀がございます。最近の新築にはブロック塀というのは減少しております。古いブロック塀を、耐震対策、あるいは温暖化対策の一環として、植木にしたり、垣根にした

り、危険を回避された対策の場合、町として積極的に援助する改造補助金制度を導入すべきではないかと私は思うんですけれども、いかがでございましょうか、お尋ねします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） ブロック塀は、プライバシーの確保や外観としてさまざまなものが設置されております。その一例として議員からもお話があったわけですが、防犯上の観点から言えば、不審者が宅地内に潜入することを防ぐことができる反面、背の高いものは不審者がブロック塀に容易に隠れることができるため、望ましくない場合もあると言われております。防災上の観点から言えば、地震発生によりブロック塀の転倒や家屋の倒壊によって道路が通行不能になることは、避難や救助、さらには消火、情報収集の活動に支障が出ることとなります。

このようなことから、ブロック塀が防災上危険というイメージがありますが、すべてのものが危険というわけではなく、構造上確認がとれれば支障がないと考えております。そのために、各個人がブロック塀の診断を実施していただきまして、その状況を確認していただきたいというふうに考えております。

また、大口町では耐震診断を実施しておりますが、平成15年から始めて、診断が必要な住宅の17%に当たる229件の申請がございました。昭和56年以前の木造住宅にお住まいの方に地震に対する危機意識を高めていただくように、啓発活動を推進していかなければならないと痛感いたしております。

今回、都市開発課にて作成をし、全戸配布いたしました地震防災マップは、住民の方が地震の揺れや建物被害について認識していただき、地震に対する備えをしていただくために配布いたしました。これをもとに、耐震診断の必要性、ブロック塀の状況等を各家庭で、地域で確認をしていただき、町全体で地震対策ができればというふうに考えております。今後も防災訓練、研修、啓発などを通じまして、住民の方、自主防災会、さらにはボランティア等の方々の意識向上に努めるとともに、ブロック塀につきましても、防災の面から、あるいは緑化推進の面から考えていきたいというふうには思っております。

（5番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 大変前向きな返答だと思って聞かせていただきました。自分なりに耐震診断、そしてなおかつ緑化にもいいし、地球温暖化にも優しいという、こういった緑化というのは大変いいと思います。緑化ばかりでなくて、あるいは土地の関係でブロック塀が、例えば今までは7段あったのを3段ぐらいまでにして、その上をフェンスにするといったようなこと。どうしても植木が植えられない、そういった形のうちの人たちにでも、とにかくいろいろ自分

なりに診断して、なおかつ、これは改造した方がいいなといった場合に、やはり町としての、今お答えいただきました、大口町はそういった地震に対してこういう補助金も出しておるぞといったようなことをアピールしていただけたら、なおいいかなというふうに思っております。ぜひともこうした宣伝をもっともっていただきまして、ブロック塀の緑化に補助金が大口町は出しておるぞといったようなアピールをしていただきまして、防災に対して非常に関心の高いまちであるというようなイメージを植えつけていただけたらいいと思います。本当に緑は人に優しいと言われております。だから、ぜひとも前向きにこういった補助金制度というような形をとっていただきまして、ぜひともこれが根づきますようお願いしたいと思っております。

ちなみに、この地震防災マップ、1部173円というようなことを聞いております。全戸に配られまして138万4,000円ほどの費用がかかったということも聞いております。こうした138万4,000円というものを使って、どれぐらいの町民の皆様方に理解していただけたかというようなことも、後でこれは把握する必要もあるんじゃないかなと思う。配って終わりということじゃなくて、この138万4,000円が生きた138万4,000円にさせていただけたらいいというふうに思います。せっかくなのでつくっていただきました地図を大いに活用していただきまして、ぜひとも大口町の防災に一役買っていただけたらいいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次でございます。通学路の安全性についてでございます。

最近、大変嫌な事件が連日のように報道され、人としての常識という言葉すら忘れ去られているのではないかという感じがします。昔ではとても考えられない、想像すらできない事件が起きております。女子高生、また先日の6月8日の秋葉原での無差別殺人事件、何の罪もない人々がとうとい命をいとも簡単に奪われ、多くの人々の人生さえも狂わせております。

こんな世の中で、大口町内で特に危険といえますか、物騒な箇所といえますのは、前々から私は言っておるんですけども、国道41号線のトンネルではないかと思っております。河北・仲沖の子供たちの通学路になっております2カ所のトンネルの前後には、人家もなく、昼でも何か不安を抱くところであります。ましてや夜にはなお寂しく感じます。この41号線の安全・安心について、町として現状でよいと思われているのかお聞きします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長（三輪恒久君） 通学路の安全性についてお答えを申し上げます。

子供を取り巻く安全な環境づくりとして、児童・生徒の安全確保は教育を支える前提条件であり、年来最重要課題として、学校並びに地域の皆さんとともに環境づくりに取り組んでいるところであります。その一つとして議員御質問の登下校時の安全確保が上げられますが、交通安全はもとより、治安面からの安全確保は喫緊の課題であり、子ども110番の家の確認、通学路の点検、集団での登校・下校などの児童・生徒への指導の徹底、保護者や地域住民との連携

など、日常のきめ細やかな対応が必要であることは言うまでもありません。

本町におきましては、平成16年度より国道41号の東側の北小学校低学年児童の下校時における安全確保として、巡回バスの利用を実施しています。また、通学路の安全を確保するため、平成17年度に発足した安全パトロール協議会を中心としたPTA、民生児童委員、老人クラブ等、地域と一体となったパトロールによる安全確保を実施しております。

つきましては、行政、住民が一体となった安全・安心のまちづくりのさらなる強化を、行政課と連携をとりながら、監視カメラではなく、人の目による安全確保を引き続き展開していきたいと思っております。

また平成17年度より、年1回ではありますが、行政課、江南警察署、建設課、学校と連携をとりながら、通学路の危険箇所の立ち会いを実施し、危険箇所の改善策として、防犯灯、横断歩道、転落防止さくの設置並びに通学路の変更等を実施していますので、御理解を賜りたいと思っております。なお、町道野合線の歩道整備が終了しましたら、通学路の変更を検討していきたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げたいと思っております。

(5番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 宮田和美君。

5番(宮田和美君) 今のお話で、いろいろPTAとか地域団体、NPO団体の皆様方の御協力によりまして、集団登下校の場合には比較的いいかなというふうに思っております。しかしながら、これからでもそうですけれども、クラブ活動等が盛んに行われると思っております。先日も私、ちょっとあそこら辺を視察に行きました。中学生の女の子が1人自転車で下校してきました。たまたまトンネルの前でございまして。遠くから見ても非常に危ないなと。今言いました秋葉原のように、明るくすればいいかということになると若干違うかと思っておりますけれども、明るくすれば事件が起きないというようなことではないもんですから、非常に私も心配するんですけども、あそこらには人目がない。だから、人目がないというのが犯罪者の目を引くんじやなかろうかというようなこともあります。だから、監視カメラがあるよ、あるいはライブカメラがあるよといったようなこと、あるいは周りの工場をお願いをして、全く子供たちの背の高さの倍のような高さのススキが生えております。片一方は何メートルもある41号線の壁でございまして。そして南側には道を半分ほど覆っておる雑草が生えております。そんなようなことで、ただそうした方々のお力にすぎることだけではなくして、一人ひとりが一緒に帰ってきてくれればいいんですけども、やはりクラブの関係でそういうことができない生徒もおります。そんな一生懸命クラブや何でかやっている生徒が、万が一犠牲になってはいけないというようなことで、こうした監視カメラだとか防犯カメラ、あるいは看板等、ここら辺はみんなで見守っているぞといったようなことで、地域住民の皆様方と一緒に我々もやります。やりますけれど

も、町としても頑張っておるぞといったような姿勢を見せていただきたい。なぜならば、今、子供を持つ親になられた御父兄の方でございます。あそこなんか、おれの子供のころからちっとも変わっておらんがや。おれの子供のときにもおかしなやつが出て、逃げて歩いたと。そして今度は娘さんがまた何かあったと。木刀を持って走ったというようなことも言われております。

現実にあのトンネルの中を見ていただくとわかりますように、落書きがいっぱいしてございます。ということは、人目につかないからあそこで落書きをするんであるうというふうに思います。また、外からトンネルの中が見えない、トンネルの頭へ行ってから初めて中が見えるというようなことで、トンネルの中が見やすいような形がとれないか、ミラーができないかというようなことで、どうしても何十年もほったらかしと言ったら失礼かと思えますけれども、できるだけそういった監視カメラで、今言いましたように、看板でもいい、とにかくやっておるぞと。みんなの目があるぞと。隣の工場の人に頼んで、防犯ブザーでも鳴ったらとにかく走ってくれよといったような、前向きな行動をとっていただけたらいいかなと思います。

現実には11本あるあその蛍光灯が、現在切れておりますのが、4本切れております。ですから、常々そういったところにも気を配っていただきまして、切れておる蛍光灯を早いところ直していただく。仲沖の方のトンネルには、青色で落書きがしてあるというか、スプレーがしてあるで、蛍光灯が非常に暗い、汚れておる、クモの巣が張っておるといったようなこともございますので、ひとつそこら辺もよく検討していただきまして、本当に子供たちが安心・安全というようなことで、口だけじゃなくて、態度で示していただけたらいいかなというふうに思いますので、そこら辺もよろしく願いいたします。

それから、青色防犯灯ということでございますけれども、これは私の手元に、奈良県警本部から出ておるんですけれども、防犯に対して、青色という色が人間に対して非常に落ちつかせる色であるというようなことで、防犯灯を従来の蛍光灯より青色に変えたら比較的犯罪が減ったというようなデータがあります。いつも言われるように、犯罪が起きてからどうのこうのじゃなくて、やはり警察でもそうですけれども、検挙にまさる防犯なしというようなことを言っております。だから、犯人を捕まえるんじゃなくて、犯人を出さない、そのような環境をつくり上げることの方がいいんじゃないかということで、先ほども言いましたように、防犯カメラが云々というんじゃなくて、防犯カメラがあるがゆえに犯罪が起きない、監視しておるよというような防犯意識を持たせていた方がいいんじゃないか。何も防犯カメラをつけて犯人を捕まえるというようなことではありません。みんなで見ておるというようなことで進めていったらいいかなと。これは江南警察にも私持って行って渡してございます。丹羽消防の方にも渡しております。だから、防犯というのは、やはりみんなで守っていかないかんじゃなからうかとい

うふうに思っております。内容につきましてはまた後でお示しさせていただきたいと思っております。我々を取り巻く防犯灯の色等にもいろいろあると思えますけれども、ひとつこちら辺も御検討いただいたらいいと思えます。

現実に今、五条川の堤防にある防犯灯ですか、あれも新しいものはちょっと白っぽい色になっていると思えます。あれはどういう防犯灯の電球なのか、ちょっとわかりましたらお知らせください。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 多分御質問の防犯灯は、普通の白色の蛍光灯だというふうに思っておるんですけれども、ちょっと場所が違いましたら申しわけございません。

（5番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） なぜこんなことを言うかといいますと、やはり普通の電球より遠くから非常によく見える、明るい、そういったこともあって、この青色というのもいいかなというような警察本部のデータかと思えます。これは各地区でもいろいろ今実験段階というようなことだそうでございます。ちょっと読んでみますと、日本テレビ系で、現在青色防犯灯を採用し、既に犯罪が顕著に減少するという効果が出ており、広島県、沖縄県、静岡県、群馬県、愛知県、福島県など、少なくとも17都道府県で実施されておるといようなことも出ておりますので、これも御参考にしていただきたいと思います。

続きまして、防犯灯についてでございます。

現在、大口町では防犯灯は1灯式でございますけれども、防犯灯の明るさということでやかましく言うんですけれども、現在の防犯灯というのは1灯式でございます。暗くて役目を果たしていないものもあります。そんなようなことでございます。この蛍光灯の防犯灯の明るさというのは、基準があるか教えてください。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 防犯灯の明るさの目安としましては、警視庁が制定をしている「安全・安心まちづくり推進要綱」では、おおむね3ルクス以上が必要であると規定されておるようであります。これは4メートル先の人の挙動あるいは姿勢等が識別できる照度であります。それぞれの防犯灯間の距離で照度は異なりますが、直下ではおおむね4ルクスで、防犯灯間の距離が短い場合においては、1灯式でも最低限の照度は確保をいたしております。現在、町ではLED、いわゆる発光ダイオード方式の蛍光灯に変えることができないかを行政課の方において考えておっていただきます。15ワット相当のLED防犯灯を設置した場合、従来の20ワット蛍光灯と比べ約30%電気料が安く済みますし、約40%照度がアップします。さ

らにはランプの寿命が約5倍となり、費用を含め、維持管理の軽減につながるといったメリットがあります。今年度、町ではこのLED防犯灯をモデルケースとして設置し、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

(5番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 宮田和美君。

5番(宮田和美君) 今、維持管理というような御言葉が出ました。今、防犯灯は地域での責任でやるということになっておるようでございます。区長さんあたりに言わせますと、あっちもこっちもたくさん設置したおかげで非常にそういった問題が、また切れた、また切れたといったようなことで、非常に金額ものすといったようなことも聞いております。今お答えいただきましたように、維持管理が簡単になるというような電灯、ぜひともそんなような方法で進んでいただけたらいいかなと思っております。ぜひとも前向きに取り組んでいただき、大口町の防犯に努めていただけたらいいかと思っております。

最後になりますけれども、今言いましたように、いろんな細かいことではございますけれども、ぜひとも大口町の安全・安心なまちづくりということで進んでいただけたらいいと思います。ぜひとも積極的に取り組んでいただけたら幸いに思います。

以上で質問を終わります。

酒 井 廣 治 君

議長(吉田正輝君) 続いて、酒井廣治君。

6番(酒井廣治君) こんにちは。6番議席の酒井廣治でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして御質問申し上げます。

今回、全町農業公園構想についての御質問でございます。

大口町では、平成15年3月、全町農業公園構想を策定し、今日に至っています。この全町農業公園構想の基本コンセプトは、環境、景観、教育、交流、健康、この5Kを、農地の多面的な公益利用を重視した農業展開を図るとされています。この間には、朝市の設置、れんげまつり、ふれあい農園の開催等々の事業が展開されていますが、そうした中、世間では食に関する事件が多く発生しております。最近では、3月以前よく話題になりました中国製の食品の農薬混入問題、あるいは国内で発生しました食品の偽装、記憶に新しいのは大阪の事件等々ございますが、食の安全に対する関心が非常に高まっている中、昨今の新聞、多分6月3日から5日までに、世界でのFAO、いわゆる食料サミットが開催されたかのように私は新聞で読みました。世界的な食料危機を初め、発展途上国の食料不足による飢餓の現実が、テレビ、あるいは各メディアで取り上げられておりますが、この農業の重要性について最近痛感させられるわけ

です。

ここで御質問するのは、この大口町においてもさらなる食への取り組み、それから農業振興が必要かと考えます。そこで、次の点について大口町としての考えをお伺いいたします。

まず1点目でございます。現在、大口町の給食センター、保育園、それから小学校、中学校の給食食材に大口町産を使用されている農産物、それが各施設ごとのどのくらい使っておみえになるか、お尋ねいたします。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、保育園の関係につきましてお答えいたします。

各保育園の大口町産農産物の使用状況でございますが、北保育園では食と農を考える北支部会より大口町産の大根やジャガイモなどの野菜類、さらには卵、ミカン等の果物まで約50品目を購入いたしております。金額にしましては108万円ほどの購入でございます。この108万円の中には、大口町産の米679.3キログラム、金額では27万1,720円を含んでおります。

また、北保育園以外の3園でございますけれども、米、品種につきましては大口町産の「あいちのかおり」でございますが、合計で1,640.9キログラム、金額では52万2,843円、麦が154キログラム、金額では6万948円、さらに古代米が33.1キログラム、金額では4万3,030円というような状況になっております。よろしく申し上げます。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長（三輪恒久君） それでは、学校給食センターの大口町産農産物の平成19年度の使用状況について御報告を申し上げます。

まず、小学校の給食での使用状況は、ナスが18キロ、白菜が155キロ、ブロッコリーが294キロ、キャベツが458キロ、大豆が265キロ、黒米が51キロ、赤米が12キロ、黒米・赤米の炊飯時に使う精白米は1,127キロとなっております。

さらに中学校の使用状況は、ナスが12キロ、白菜が102キロ、ブロッコリーが190キロ、キャベツが313キロ、大豆が174キロ、黒米が24キロ、赤米が6キロ、精白米が725キロあります。

また、普通の米飯の精白米は、小学校が6,596キロ、中学校が1万1,203キロ使用しております。いずれも愛知北農業協同組合の米を使っていますので、ほぼ100%に近い大口町産となっております。

（6番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） 今、北保育園、それから中保育園等々の使用状況をお聞きいたしました。あるいは小学校、中学校の使用状況を聞きましたが、品目に小学校、中学校につきましては偏りがあるかと思いますが、今後とも、今出していただいたデータ以上に、よりよい食品を使っ

ていただけるようお願いいたします。

続きまして、2点目でございますが、食の安全を考えれば当然でございますが、積極的に大口町産の農産物を使用する機会、地産地消を進めることが必要と考えられます。

そこでお伺いいたします。給食食材で利用する大口町産の使用目標を明確にさせていただきたい。あるいは目標に向かって常にチェックする体制づくりをお聞きしたいと思いますが、よろしくようお願いいたします。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、保育園における取り組みにつきましてお答えさせていただきます。

保育園全体の地場野菜の使用量を高めてまいりたいと考えておりますが、季節あるいは種類、さらには献立等の関係もございます。その使用量について、具体的な目標数値は現在のところお示しできませんが、4保育園全体に大口産の食材をできるだけ多く供給できる仕組みづくりを構築してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長（三輪恒久君） それでは、教育関係についてお答えを申し上げます。大口町産の農産物の使用目標についてお答えをいたします。

地産地消、地域で生産された物を地域で消費することは、その地域で育ったしゅんの農産物を食べることは健康によく、おいしいという考えがあります。また、地産地消により食材の産地を知り、生産者の願いや自然の恵みに触れることができます。そして、学校給食は最適な教材であり、給食指導を通じて地産地消を進める必要があると考えます。

議員御指摘のとおり、地産地消を進めていく上で、その実施について常にチェックすることは非常に重要なことと考えます。大口町の地産地消におきましても、関係機関と協力し、学校給食センター運営委員会で使用目標を明確にして、目標数値を達成するように取り組んでまいりたいと考えております。また、引き続き大口産の農産物を使用した献立を考え、多くの地場産物を使用し、使用目標の推進に努める所存であります。

（6番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） 事細かに御説明いただきましてありがとうございます。大口町産の農産物を、今後とも大口町の子供、未来を背負う子供たちに、一品でも多く利用していただきますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、3点目についてお伺いいたします。

昨今、団塊の世代が定年を迎え、余暇の時間を利用して新たな野菜づくりに挑戦しようとする

る方がお見えでございます。最近私の周りにもそういう方がお見えになりまして、こういう現象は今後徐々に続くんじゃないかと私は想像します。こうした人たちが会社を離れて、いざ何をやるかとなりますと、やっぱり農業、現実に世代を背負ってきた人間ですから、農業をやりたいと、こういうふうな考えが通常かと思えます。

そこでお願いをしたいんですが、自家消費分程度の収穫をするのが我々の考えだと思いますが、物をつくる喜びを肌で感じて、自分自身が健康管理をし、安全な農作物をつくりたいと。そこでいろいろな作物をつくる、それにチャレンジする、そういう気持ちがあるんじゃないかと私は思っております。時には先輩の家に尋ねたり、あるいはのんびり農作業をして、その余暇を楽しむという方がおりますが、そこで一つ大きな問題に直面すると思えます。そうした直面する問題として、最低限必要とする農機具ですね。昨今の農機具を買うにしても高い金額です。例えば田植え機でも1回使って半年間、あるいは1年間寝かす。1年間はオーバーですが、10ヵ月くらい寝かせる。あるいは脱穀機にしてみてもしかり。収穫の時期に使うと、後は1年間寝かせる。これは零細農業をやるには非常にもったいないというふうに考えられるわけなんです。こうした農機具を使用している人に借りてやっていくものではないと思えますね。借りてまではやりたくない、こう思いますから、ここで一つ町に御提案と御協力と実行していただきたいことをお願いしたいと思います。町がある程度の農機具を管理していただく。そして貸し出しをしていただく。そうした問題について町としての考え方をお聞きしたい。

それから、町民の方々に第一歩として弾みがつく行政の指導をしていただきたい。ということ、私のお願いしたいのは、町行政で小規模な農機具を集めていただいて、使いたいという人に貸し出す方法を行政の仕組みで考えていただきたい。これについてお尋ねしたいんですが、どんなものでございましょうか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 全町農業公園構想では、農地の持つ機能を「環境」「景観」「交流」「健康」「教育」の5つのキーワードに分類の上集約し、事業を実施しております。

現在、大口町には団塊の世代と呼ばれる昭和22年から24年に生まれた方が1,000余名お見えになります。これは町内人口の5%を占めることとなり、今後こうした方々の交流あるいは健康を目的とした野菜づくりなどを新たに始めてみたいという需要が高まってくると考えております。こうした方々の新たな農業への支援の一つといたしまして、議員御指摘のとおり、農機具の貸し出しを試行的に取り組んでまいりたいと考えております。また、試行として取り組む中で、町としてどのような支援が必要なのか、あるいはどのような仕組みをつくっていく必要があるのかを多面的に検討し、交流、健康を目的とした農業への支援をしてまいりたいと考え

ております。以上です。

(6 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 酒井廣治君。

6 番 (酒井廣治君) 今お答えいただきました。そこで再度お尋ねいたします。

この計画をいつごろスタートできそうでしょうか。なぜこのような質問を私がするかと申し上げますと、最初も申し上げましたように、現実には多くの方が農業への取り組みをためらっておみえになります。やってみたいという気持ちはありますが、いざやろうとすると、そうした道具、あるいは人力は自分で出せますが、そうしたことが頭にあると思いますね。ですから、このタイミングを、何とかやらせてやりたい、そういう気持ちが非常に多いわけですから、いま一度御回答願いたいと思います。いつごろスタートできるか、その御計画が行政にありましたらお願いしたいと思っております。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 時期についての御質問をいただきました。これについては、早い段階に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

(6 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 酒井廣治君。

6 番 (酒井廣治君) ありがとうございます。

今お答えいただきましたように、なるべく早くお願いをしたいと思います。

続きまして、先ほども土田議員から御質問がありましたが、全町農業公園構想、農地転用の件でございますが、大口町には古くから守られてきた多くの農地があります。また農業に対する深い知識を有した人もたくさんお見えになると思います。そうした農業の達人の方たちが活動できる場所を提供していただくことによって、新たなコミュニケーションの場が創出できると思います。さらに農業活性化につながることを考えられますが、そのための組織づくりを考えることはできないか。といいますのは、いわゆる大口町内にあります遊休地、あるいは農地転用ができるような土地を行政の方から提供していただく、そういう仕組みをつくって、団塊の世代の人につくっていただく、地産地消の援助をしていただけるような仕組みはできないかという内容でございますが、ひとつよろしく願います。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 本年度の施政方針にもありますように、地方が主役、住民が主役の時代が到来いたしました今、町の活性化のためには、地域の資源、財産をいかに有効に活用できるかがポイントであると考えております。本町には、水稻を初めとし、果樹、野菜づくりなどに精通した方が数多くお見えになります。こうした方々を町の貴重な財産と位置づけた

とき、経験を通じた知識を広く伝えていくことが重要であると考えております。

そこで、本年度には、仮称であります、農作物コンテストを開催させていただき、本町における野菜づくりの達人、あるいは町内産農作物を利用した料理の達人を選任してまいりたいと考えております。また、議員御指摘のとおり、こうした達人の方々のわざを必要とする方に伝承していけるような仕組みを考えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(6 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 酒井廣治君。

6 番 (酒井廣治君) よくわかりました。実際に実現されるように、よろしく願いしたいと思います。

私の最後の質問となりますが、今後の大口町の全町農業公園構想に、具体的なお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 今後の具体的なお考えはということで御質問いただきました。

小麦、トウモロコシ等の主要食糧をバイオエタノールへ転用、経済成長著しい新興国 (中国・インド等) での食生活の変化、最大の穀物輸出国の一つであるオーストラリアでの異常気象による輸出量の減少、サブプライムローン問題による穀物市場への過剰な資金流入などの原因による穀物価格の異常な高騰が問題化している今、国においても従来の農業政策を見直す必要があるとの発言が聞かれるようになってまいりました。国における食料自給率はカロリーベースで39%、本町においては29%という状況の中、農業の活性化を図ることが急務であると考えております。先日放送されました報道番組では、スーパーが契約農場を持ち、農家に対しては作付時点で価格保障をし、生産と販売を一体で考えた先進事例、あるいは農産物の価格以上の転作補助金をもらうことへの矛盾を感じ、補助金に頼らず販路などをみずから開拓し、消費者の声を直接聞くことができるシステムに変え、1人で年商3,000万円を上げるまでになった福井市の農業者の取り組みが紹介されました。

農業の活性化を図ろうとした場合には、農家の所得をいかにして上げていくのかが大きな要因になると考えます。そのためには、生産だけの農業から、加工、流通までを一体として考えた農業、すなわち農作物に付加価値をつける、収益性の高い果樹などを生産していく、あるいは機械化などにより生産性を上げていくといったことが必要であると考えております。既に、現在の農業を変える必要性を感じ、さまざまな地域で新たな取り組みも始まっており、これら先進事例を調査・研究し、本町の農業活性化、食料自給率の向上策を早急に取りまとめたいと考えております。

また、飼料となる穀物価格の上昇から、経営的に大きなダメージを受けております畜産農家に対しましても、町内で飼料が安定供給できる仕組みを考えるなど、どのような支援が必要なのかを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(6 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 酒井廣治君。

6 番 (酒井廣治君) ただいまは、誠心誠意な御回答をいただきましてありがとうございます。

きょうのことですけれども、朝テレビで、石川県の輪島で荒れた農地にゴボウづくりをするというテーマで放送してありました。ゴボウは、我々は地下につくるものだと頭の中に思うかと思いますが、実は建設会社の社長が、いわゆるコンクリートを打つ壁、鉄板ですね。あれを組み立てて、そこに土を入れ、そこにゴボウをつくる。なぜかという、農地が荒れているわけですね。その農地の荒れたところに土を入れてゴボウをつくって、いわゆる輪島という小さな町から商品化していこうと、そういうようなテレビをやってありました。ということは、老人の方でも、草を引くにも腰を曲げなくても済む。それから町の方の有意義なコミュニケーションの場がとれると、そんなようなテレビをきょう放送してありましたんですが、大口町にもそうした農業の荒れ地のようなところがあるかと思うんです。正直なところ、どうしてもないようなところがあるかと思いますが、発想の転換を行政でも考えていただく。あるいは我々も考えて、あるいは企業がそうしたことが参画できるようなシステムがこれからは必要じゃないかなあと思います。何も農業の人が農業をやるとは限らないかと思いますが、ひとつそれは参考でもよろしゅうございますが、私の考えることは、食の安全、食の大切さは国民の思いであり、町民の願いでもあります。食というのは非常に大きな問題である。難しい問題であると十分認識していますが、町民全体が豊かな食生活ができるように、大口町として、あるいは行政、あるいは町民として豊かな生活ができるように、今後一層全町農業公園構想のもとに発展していただきたいと、こういうふうに思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長 (吉田正輝君) 会議の途中ですが、午後 1 時 30 分まで休憩といたします。

(午前 11 時 35 分)

議長 (吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 1 時 30 分)

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長より発言を求められておりますので、許可します。

環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 先ほどの土田議員さんの一般質問の中で、都市計画の見直しのスケジュールについてお答えできませんでしたので、お答えさせていただきます。

町の都市計画マスタープランは、町の総合計画のほか、県の都市計画区域マスタープランに即する必要があることから、県のマスタープランの改編作業を踏まえながら、町の計画の見直しを進めていく予定としています。具体的には、平成21年と平成22年の2年間で委員会を設置して見直しを考えております。委員会のメンバーとしては、行政関係のほか、住民意見を反映させるため住民代表者、議会関係者の参加を考えております。その際には御協力をお願いしたいと思います。以上です。

丹 羽 勉 君

議長（吉田正輝君） 続いて、丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 7番議席の丹羽勉でございます。

私は、大口町の地震対策について質問させていただきます。

きのうの消防団小型ポンプ操法大会で、町長は、「ことしほど災害の恐ろしさを痛感した年はありません」とあいさつされました。まさしく世界の各地では大災害が発生しております。一昨日は岩手・宮城内陸地震が発生しました。1ヵ月前には中国四川大地震が発生し、四川省都江堰市では校舎が倒壊し、大勢の生徒が亡くなりました。日本の公立小中学校の校舎や体育館などの施設は全国に13万棟あり、そのうち耐震性があるのは58.6%にとどまっているようです。耐震性がないのに工事がされていない施設は34.6%もあり、耐震診断さえ実施していないところもあるようです。あす起こっても不思議ではないという東海地震説が発表されて30年余が経過しました。日一日と東海地震の発生が近づいていると考えるべきだという説もあります。

そこで、地震時における園児・児童・生徒の安全確保についてお伺いします。

まずは校舎等の耐震化です。大口町の地震災害対策計画では、園児等の安全を図るため、老朽化した建物を改修し、園児・生徒等の安全を確保するため、耐震化を整備すると定めておりますが、具体的な推進計画をお伺いします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長（三輪恒久君） それではお答えをさせていただきます。

町内小学校の校舎の耐震化整備計画につきましては、明日の学校づくり施設整備事業の一環として、整備計画を推進しているところであります。

南小学校は、耐震調査の結果、文部科学省が定める学校施設の構造耐震判定指標 I_s 値0.7に対し、構造耐震指標 I_s 値0.42と診断されました。このため平成20年度に校舎耐震設計を実施し、平成21年度に校舎耐震補強工事を行います。しかし、既設校舎が建築後38年を経過して

おりますので、耐震工事施工後も明日の学校づくり施設整備事業として改築する計画であります。校舎は、昭和46年3月、昭和47年3月、昭和55年3月に建設され、築37年、36年、28年と経過しております。

北小学校の耐震診断は、I s 値0.08と診断されました。今後建てかえなどの措置が必要となりますが、建設をクリアするためには、現在の運動場が狭くなるという問題があります。このため、旧大口北部中学校を活用して、北小学校の明日の学校づくりを行うことにしました。平成19年度に旧北部中学校校舎への増築を前提に耐震調査を行ったところ、I s 値0.53と診断されました。平成20年度に校舎耐震設計を実施し、平成21年度に校舎耐震補強工事を行い、平成22年度には新しい大口北小学校として開校する計画であります。校舎は昭和60年3月に建設され、築23年を経過しております。

続きまして、西小学校は平成20年度に耐震調査を実施し、結果によっては平成21年度に耐震設計の実施、平成22年度に耐震補強工事を行います。校舎は昭和51年3月と5月に建設され、築32年を経過しております。

なお、屋内運動場につきましては、避難所に指定されていることから、平成13年度に大口中学校、平成14年度に南小学校、平成15年度に西小学校、大口北部中学校、平成17年度に北小学校の耐震補強工事を行ってまいりました。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、保育園の状況につきまして御回答させていただきます。

本町の4保育園のうち、耐震診断の対象となる昭和55年以前に建設された保育園は、北保育園のみであります。北保育園については、平成16年7月に耐震診断を実施いたしております。その結果、耐震性には問題なく、補強工事の必要はございませんでした。

なお、他の3カ所の保育園につきましては、昭和56年以降の建築物ということで、耐震診断の対象にはなっておりません。

また、現在のところ、各保育園での改修計画は、具体的には持っておりませんので、よろしく申し上げます。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） ちょっと前後して、今説明があったかもしれませんが、小学校の耐震診断年月日を、南小から順次もう一度教えてください。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長（三輪恒久君） まず南小学校でありますけれども、平成19年12月10

日に耐震診断の結果が出ております。それから北小学校につきましては19年に実施しております。それから北部中学校におきましても平成19年に実施をしております。それから西小学校については、平成20年度に耐震の調査を行う予定であります。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 南小学校は19年12月10日に結果が出たと。それから北小については19年に実施ということによろしいですか。19年ということで、月がちょっとわかりませんが、昨年の11月22日の全員協議会において「大口南小学校校舎について耐震診断を行いました。診断の概要は以下に示します」という資料が提出されております。今お話を聞きますと、南小学校は19年12月10日に結果が出たということですが、それ以前に全員協議会に資料として提出されております。これはいかようなことでしょうか。北小学校も同日、全員協議会のときに資料が出ております。ですが、診断は19年ということで、月まではお示しがなかったものですからちょっとわかりませんが、少なくとも南小学校は、結果が出る前に診断の結果が全員協議会に報告されております。これについては御説明をいただきたいと思っております。

議長 (吉田正輝君) 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長 (三輪恒久君) 診断結果というのは、委託をしております最終の委託の工期でありまして、それが最終結果で出ている。ただし、調査を実施され、数字が出ておるから、一刻も早い段階で議会にお示しをしたということでありまして、実際には数字的にはもっと早く内容が出ているというものであります。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 議会の方に早い情報を提供したということで、善意に理解させていただきます。

次に進みます。19年4月1日現在の文部科学省の資料として、公立小中学校施設の耐震改修状況調査結果というのが出ております。文部科学省の資料ですので、当然教育部の方では見えておると思いますが、この資料の中に大口町の状況というのがあります。これは19年4月1日現在ですので、当時の県下63市町村 (35市26町 2 村) についての資料でございます。現在は2町減りまして35市24町 2 村、61市町村ですが、当時は63市町村でした。その中で大口町の状況を見ますと、大口町の全棟数は25棟です。うち56年以前の施設が21棟で、この資料によりますと、うち診断済みが4棟、耐震診断実施率19%、これは63市町村中63位でございます。耐震性があり補強済みが4棟、57年以降の施設が4棟ということで、25棟中8棟は耐震性をクリアしておるわけでございます。この耐震化率というのは32%で、これも63市町村中60位でございます。

す。さらに、63市町村中21市町村が耐震診断、耐震性について学校名を公表しております。残念ながら大口町は公表されておられません。63市町村中63位や60位では、公表もはばかるものかと思いますが、このような状況をどのように受けとめられますか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長（三輪恒久君） 今までそうした公表を住民の方に知らせてこなかったということについては、我々教育分野の方も反省をすべきだろうと思います。これからは早い段階でそうした情報を皆さんの共有のものとして流してまいりたいと思っております。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） この学校施設の耐震診断というのは、いつから行われるようになったんですか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長（三輪恒久君） 耐震診断そのものは、阪神・淡路等の大震災を受けまして法律が変わってまいりました。それで、平成14年12月に、56年以前の建築物については耐震診断をなささいということで、法律が平成14年に改正されております。その中で全国版として実施されてきているというふうに解釈をしております。それで、大口町が現実に耐震診断を行いにかかったというのが、平成19年からということであります。

さらに体育館については、避難所等ということもありまして、既に早い時期に耐震診断をされ、体育館の補強工事がされてきたということでもあります。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 阪神・淡路大震災ということでございますが、この資料によりますと、愛知県全体の状況を見ますと、19年4月1日現在で愛知県には校舎等が6,886棟あります。56年以前の建物が4,435棟です。要するに耐震診断の対象になる建物が4,435棟です。19年4月1日現在で4,338棟が耐震診断を実施しております。これは97.8%に当たります。さらに耐震化率も75.2%です。

先ほど申し上げましたように、耐震診断の実施率が19%、耐震化率は32%ということで、本町は19年度になってから耐震診断を始めたということで、耐震工事もこれからとならざるを得ません。これはしかし、他の市町に比べ極めておこなわれていると言わざるを得ません。このように本町の対応がおこなわれているのはどうしてですか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長（三輪恒久君） 耐震診断がおこなわれてきたということで、意図があっ

ておくらせてきたものではありません。ただ、いろいろと建設の中でそういう耐震診断、さらには防災の意識が高まってきた中で、大口町にもそれぞれ築後古い建設物がある、公共の学校の施設があるということで、機運が高まってきたのがそのあたりではないかと。もともとは耐震をやらなくちゃならんという意識は十分に持ってきたんですけれども、ここ最近になりまして、やはりそちらを優先すべきではないかということで、耐震の機運が高まったということで私は考えております。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 大口町の考え方といいですか、気持ちが、耐震という気持ちにならなかったと。愛知県で97%も、98%も実施しておるのに、大口町は陸の孤島のように耐震の熱が上がってこなかったというような御答弁でございましたが、これは町執行部の危機感の欠如、不足が原因ではないかと思えます。やはり小学校の児童・生徒の安全を確保するという気持ちがあるならば、何をさておいてもやらなければならないことではないかと思えます。教育部長さんにはいろいろと御答弁いただきますが、ひとつ教育の最高責任者である教育長さん、どのようにお考えでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 教育長。

教育長 (井上辰廣君) 本町における耐震がおくれておるのではないかとということでございます。文部科学省がデータを発表すると、市町村ごとに名指しで発表するというような状況に二、三年前からあるわけでございます。それは、一向に耐震化率が進まない。近ごろは、補助率を上げると、3分の1だったのを2分の1にするというようなことまで今言われているわけでありまして。

既に御案内のとおりであります。平成7年の1月半ばであったかと思えます。阪神・淡路大震災が起きました。ただ、時間的にこれは早朝であったということから、人的な被害が少ないだろうというふうに言われているわけですが、その後、建築の問題、いろんな問題が出てきたというふうに認識をしているわけでありまして。例えば木造住宅の耐震化の問題もそうでありまして、ビルの耐震化の問題もそうでありまして。その延長線上に、いわゆる設計の手抜きではないかというようないろんな問題がずうっと出てきておりまして、これは学校ばかりでないんじゃないかというふうに私どもは踏まえているわけでありまして。

ただ、学校は大急ぎでやらなければいけないということでございまして、それを受けまして、例えば文部科学省では、平成10年の3月であったかと思えますが、安全の指導を1項目ふやしているわけですね。生活安全、交通安全、そして災害安全をふやして、それ以後、学校ではそういう体制で、この後また質問があるかと思えますが、そういう指導の体制で実は私ども臨んで

いるわけでありまして。そうした中で、たしか平成12年の前後だったと思うんですけども、学校の耐震診断ということが一斉に行われた。学校がこれはやったのか、総務省がやったのか、そこら辺はよく認識しておりません。ただ、そのころに耐震がやられたというふうに後で調べてみてわかったわけでありまして、私がこちらへお邪魔してから、平成13年に町長の政策調整課へお邪魔したわけでありまして、そのころ既にそういう耐震が行われたということを知ったわけでございます。

それで、これは多分総務省でやられたかどうか、まだきちんとはしておりませんが、文部科学省の耐震の補助をいただきながら、大急ぎでまず住民の避難場所である体育館を手がけてきたわけでありまして。大急ぎでこのころから、今は4校になりましたが、当時5校の体育館の耐震化に取り組んできたこと、これが大急ぎで私どもがやってきた足取りでございます。それを受けながらきちんとした耐震をしていかなければならない。中学校の統合もこの延長線上にあるということを申し上げてきたわけでありまして。大口中学校の耐震をやらなければいけない。それならひとつ一緒にしようじゃないかと、そして中学校の方は今100%になったわけでありまして、小学校に取り組んでいこうということでございます。小学校につきましても、きちんとした耐震診断にはたくさんのお金がかかりまして、しかも設計をしなきゃいかんということで、大急ぎでそれ以後取り組んでいるわけでございます。

北小学校の耐震の問題が0.0幾つというようなことは、私どもにとっては大変頭の痛い問題でありまして、なるべく早くやりたい、皆さんからもそういうお話を伺っているところでございまして、昨年11月に北小学校の校区でもまた地区懇談会を開いたわけでございますけれども、なるべく早くやってくださいということで、最短でやれるのが、一番短いのが22年の4月に移転をして開校するんだらうと、こういうふうに今考えているところでございまして、これに向かって努力しております。南小学校もこれを改修していこうとすれば、いろんなことを考えますと、5年ほどの時間がかかるんじゃないか。それでは間に合わんから、とりあえず耐震の工事をまずやっておいて、そして改修の全体をやっていこうという計画を立てているところでございます。

西小学校は、耐震工事を進めるということで診断を今やったわけでございますが、あらかじめ診断をしないとイケない。診断の数値ということが今非常に大事でございまして、北部中学校の校舎は、60年にできているから耐震は要らんだらうというふうに私どもも思っております。新しい耐震の基準が要ると、これをやりなさいということで、少しこちらの方もおくれしているわけでございますが、御指摘のとおり、それぞれおくれしてきた理由は何か、こういうふうに言われるわけでございますが、それぞれ市町の状況がございまして、このあたりでも、おくれしているところもあれば、大変お金のかかる問題ですから、1年に1棟ずつやっていこうじ

やないか、だから、2棟ある学校は2年ぐらいかかるというような、そんな今足取りで整備が進んでいるところでございます。できるものなら前倒ししてでも早くやりたいなあと、こういうふうに思っているところでございます。よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

(7番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) いろいろな事情もあろうかと思いますが、やはり児童・生徒の安全、命というのは金にはかえられないという大事なものだと思います。どうかいろんな事情がある中でも、ひとつ早急に安全確保のために耐震工事を進めていただくことを特に切望いたします。

一つ、旧北部中学の関係でございますが、旧北部中学も60年建設ということで、耐震の対象じゃなかったということでございますが、小学校への転用工事で、平成14年の改訂計算式による耐震診断の結果、耐震性を有していなかったということだと思えます。この平成14年の計算式、これにつきましては、ほかの施設、例えば保育園の3施設等については、その対象にはならないのでしょうか、お伺いします。

議長(吉田正輝君) 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長(三輪恒久君) 56年以前の建物につきましては、当然耐震調査を行えと。それで数字が公共のものなら0.6、それから文部科学省の関係ですと0.7というI s値がなければならないということになっておりました。つい最近、平成19年の12月に建築基準法が改正されました。そこではすべての耐震をするべきだということになってまいりました。そこで、今御質問の中にありますように、北部中学校の関係は、大幅な増改築が伴わない場合については耐震調査をしなくてもいいということでありました。しかし、今回、北小学校を北部中学校に新たに移転させるという関係から、小学校バージョンに施設の内容を変えなくてはならんという面が出てまいりました。そこで、例えば階段に1段ずつ余分に設けるということになったり、またさらには建物の構造を大幅になぶる場合は、建築基準法の計算のやり直しが出てまいります。そうしたことから、大幅な改修が伴う場合は調査をなささいということが義務づけられております。よって、私ども大幅な改修があるということから、耐震調査をした結果、耐力が不足しているということでもありますので、その耐震補強をやりながら、明日の学校づくりをしていこうという考えであるものであります。

(7番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) その基準は、保育園においても同じと理解させていただいてよろしいでしょうか。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長（三輪恒久君） すみません、文部科学省の管轄で申し上げていることですので、それは厚生労働省の管轄の数字ではありませんので、ちょっとよくわかりません。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 具体的な数字につきまして、これ以下ならいい、これ以上ならいいというようなものは、現在のところ持っておりません。いずれにしましても、昭和55年の12月までに建築されたものにつきまして、それが北保育園であるということで、平成16年度に耐震診断をやったと。その結果、問題がなかったということで、具体的な数字はちょっとデータとして把握しておりませんので、恐縮です。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 今の私の質問は、他の保育園で、56年以降の建設のもので、今文部科学省の方の基準と同じように計算式等が変わって、19年にはまた診断の内容が厳しくなったというようなお話でございましたけど、保育園についても、小学校のそういう基準といいますが、診断の対象というんですか、そういうものは同じ基準というふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 厚生労働省所管の保育園につきましても、文科省の学校関係と同一基準ということで御理解をいただきたいと思います。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 次に移らせていただきます。

さきに配布されました地震防災マップによりますと、南保育園が位置する地域の建物の全壊率は2%以上5%未満、また中保育園の建物の全壊率は1%以上2%未満、西保育園は、一番安全な地域ということになるかと思いますが1%未満。北保育園が1%以上2%未満、小学校では南小学校が1%以上2%未満、北小学校が2%以上5%未満、西小学校が1%以上2%未満、旧北部中学校が2%以上5%未満、大口中学校は1%未満の建物全壊率の地域に建設されております。多くの園児・児童・生徒を預かっている施設は、耐震調査の対象外であっても耐震診断をやり、安全を確保するぐらいの配慮が必要だと思っておりますが、これも教育現場の責任者であった教育長さんはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 子供たちの安全については、教育を実施する以前の大事な問題でござ

いまして、これが確保されなければいけない。登下校の安全もさることながら、学校内でのいろんな安全、もちろん施設・設備の安全もそうですが、これはすべてに優先すると、こういうふうを考えているところがございます。そうした意味で、現在の登下校の安全、先ほども宮田議員さんから出ておりますが、地域の安全も含めた安全を確保していかなければいけない、こういうふう考えております。以上です。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 安全が第一ということで、私の考えと全く同じでございます。どうぞそのお気持ちでいろんな対処をしていただきたいと思います。学校の安全、地震時の安全対策というのは、耐震工事だけではないと思います。窓ガラスの飛散防止、ロッカーの転倒防止等いろいろあります。やはり一つ一つを解決していただいて、児童・生徒の安全を確保していただくことを強く要望して、次の質問とさせていただきます。

次に、学校における地震防災教育についてお伺いします。

児童・生徒の安全を確保するため、学校教育活動を通じて防災意識の高揚を図っておられることと思いますが、具体的にはどのように防災教育を実践されておられますか、お伺いします。

議長 (吉田正輝君) 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長 (三輪恒久君) 各学校では、災害時の児童・生徒の安全を学校防災の基本として防災管理計画を作成し、毎年 4 月、6 月、9 月、1 月に災害時対応マニュアルに従って、地震あるいは火災を想定した避難訓練を実施しております。

具体的には、教職員がやるべきこととして、地震に対する専門的知識、地震防災への措置及び対策、応急看護法などの研修の実施、児童・生徒には、避難訓練を通じて避難時の行動や登下校時の対処方法の確認をしております。また、保護者へは、学校と家庭の連携のあり方についての研修・確認などを行っています。小学校では、地震発生を想定した場合には、学校側から保護者への児童の引き渡し訓練も実施をしております。今後、本年度予算の防災行政無線の Jアラートシステムが導入されれば、行政課と調整し、屋外の拡声子局を使用した、警報が発令された状況を想定しながらの避難訓練を実施してまいります。

議長 (吉田正輝君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (水野正利君) 児童への防災教育の観点ということで、保育園の状況につきまして御回答させていただきます。

保育園では、毎月 1 回避難訓練を実施しております。その内容は、軽度・中度・強度等さまざまな地震のケースを想定し、合図とともに園児のいすに常備した防災ずきんをかぶらせ、乳児は避難車に乗せ園庭まで誘導するといったものでございます。また、スライドや紙芝居等で

地震に対する視覚的指導や、さらには地震体験車を利用した園児の防災教育にも努めております。よろしくお願ひします。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 先ほどは教育部長さんから、私の次の質問の答弁までいただきちゃいましたので、いろいろな訓練を実施されておるといふことですが、訓練のための訓練で終わらないように、実際に役立つ訓練をして成果を上げていただくことを期待いたします。

先ほどは、私が次の質問で東海地震注意情報発表時の対応についてお伺いしようといふことで準備はしていましたが、こういう際には在校中の児童・生徒は授業・部活を中止して、速やかに下校させるといふような場合に、保護者への引き渡しといふような訓練等もされておるといふことですので、これにつきましては割愛させていただきます、次の質問に移させていただきます。

避難場所及び避難所についてお伺ひします。

避難場所として指定されている 7 ヲ所の施設の避難所の耐震診断結果をお伺ひします。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 御質問のありました避難所の耐震診断につきましては、先ほど学校関係のところでは教育部長から学校施設について御報告を申し上げました。そことダブりますが、各小中学校の 5 施設の耐震診断を実施しまして、耐震診断結果により平成 13 年度から改修工事を行い、平成 17 年度までにすべてを終了いたしております。また、そのほか健康文化センター及び町民会館につきましては、平成に入ってから建築物でございますので、現在の建築の基準に適合しておるといふふうに考えております。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 具体的なことですが、避難所といふのは、避難場所のどの部分を指しておるんでしょうか、お伺ひします。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 学校の屋内運動場、これについては非常にわかりやすいかなといふふうに思っています。建物全体がそうだといふふうに認識をしております。ただ、健康文化センター、さらには町民会館につきましては、基本的には、私どもとしては建物そのものを認識しております。そこへ避難者等を誘導する、あるいは避難等を受け入れるといふような考え方であります。

(7 番議員挙手)

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 学校の場合は屋内運動場、いわゆる体育館だと思いますが、大口町の地域防災計画の資料編によりますと、大口町の避難所、この中に、避難所は小学校を含めて7施設、電話番号、所在地、この次に構造というのがあります。この構造というのは、北小学校の場合は鉄筋4階、南小学校は鉄筋4階というような表現で記述されております。このところには、構造の中に体育館とか室内運動場という字句はございません。ということは、私が推察するには、これは校舎を指してあるんじゃないかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 校舎ではございません。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） そうすると、この資料15、大口町避難所の構造というのは、避難所としての記述ではないということで理解すればいいのかなと思いますが、再度確認をさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） けさお手元に「各避難所の占有面積」というA4のものをお配りしました。この中にそれぞれ避難所の占有面積等が書いてございますが、占有面積、あるいは避難所の避難ができる収容人員が書いてございます。ここで書いてありますように、北小学校の建物の状態は鉄筋の4階建ての構造になっておりますが、避難所として収容しますのはやはり屋内運動場でありまして、その屋内運動場の占有面積、さらには一時避難所の人数、そして長期避難所の人数ということで一覧にしたものでございます。ですから、議員さんが言われました、この構造については、学校の校舎のものでございますが、収容可能人員の一時避難所及び長期避難所に係る部分につきましては、学校に関しては屋内運動場の部分でございます。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 今、いわゆる屋内運動場、体育館が避難所ということで理解をいたしました。

次に、本町に大きな影響が予想される東海地震が発生した場合の避難者数をどのくらい想定しておられますか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 平成14年度に愛知県で実施された「愛知県東海地震

東南海地震等被害予測調査報告書」によりますと、大口町では東海地震が発生した場合、全壊・半壊・死者・負傷者・避難所生活者すべてゼロというような推計になっております。また、大口町の東海地震における震度想定は、5弱以下となっております。

しかし、中越地震ですとか中越沖地震のように、また一昨日の岩手・宮城の内陸地震のように、地震はいつどこで起こるかわからないという状況でありますので、被害想定が低くとも、地震対策については備えていく必要があるというふうには考えております。

(7番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 海溝型の地震が現在のところは想定されておりますが、一昨日もありましたように内陸型、東海地方についても内陸型に注意というようなマスコミ報道もありました。特に本町は猿投 - 高浜断層帯と養老 - 桑名 - 四日市断層帯に挟まれ、さらに南には加木屋断層帯があります。海溝型だけが今言われておりますので、海溝型だけを想定したいろんな地震に対する防災計画だけでは少し足りないんじゃないかと。内陸型というのはいつどこで発生してもおかしくないし、また把握されていないものも相当数あるやにマスコミ報道等でされております。もし現時点で内陸型に対する対策もお持ちでしたら、お示しをいただきたいと思います。

議長(吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 本町における地域防災計画の地震災害対策計画につきましては、今お話がありました東海、あるいは東南海、さらには東海地震と東南海の併発というんですか、そういう海溝型の地震だけではなくて、今の内陸型の地震についても想定をした中で地域防災計画を策定いたしております。

(7番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) もう既に内陸型を想定した計画だということでございますが、内陸型の地震にあっても東海地震と同じような結果といいますか、想定内容というふうに理解してよろしいでしょうか。

議長(吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 今回の岩手・宮城の内陸地震等でもいろいろ報道がされておるように、内陸型の地震は、海溝型の地震と違いまして、非常に予知、あるいは対応が難しいというようなことは言われております。そして私どもが地域防災計画の中で特に東海地震という、国において特別措置で定められた地震、さらにはそれ以降の東南海、南海地震、こういうもので想定をいたしておりますが、予知の難しい内陸型地震についても、地域防災計画の中には想定として頭に入れております。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 私が憂うこともなく、行政においては既に内陸型も想定した計画を立てておられるということで、こういう計画が計画であって、実際に発生しないのを一番望むわけですが、避難者もゼロというような状況のようではありますが、ここで一つ提案といえますか、御検討いただきたいことがあるんですが、町は避難所を住民に身近な施設を指定するというような計画がなされております。各行政区に設置されている学共施設を一時避難所に指定するというようなお考えはございませんでしょうか、お伺いします。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 地域防災計画に指定をしております指定避難場所につきましては、災対本部等の設置の中で、これは地震だけに限りません、風水害も含んでございますが、避難場所として指定した場所を住民の皆さんに周知し、避難を呼びかけるというようなときには、災対本部のもとでそれぞれ担当の者がそちらへ出向きまして避難所の開設等を行い、またその避難所の管理を行うというような考え方を持っております。そういう中で、今お話のありました各行政区にあります学共等の施設につきましては、それぞれの地域の自主防災、そのような方によりましてその開設あるいは管理等をしていただければ、私の方としては身近な施設として、また構造的に十分耐え得る施設でございますので、避難所としての活用は十分可能であるというふうには思っております。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) やはり町民にとって生活をする上で一番身近な強固な施設であります。学共がそういうことで一時避難所として、そこである程度まとめて、町が指定された避難所に誘導するというような、そういう一時的な避難所で結構かと思えます。そのためには、自主防災組織がどこの行政区にも設定されておりますが、これらについての育成ということについても行政の方で御配慮をいただきたいと思えます。やはり地区に避難所があると、町民にとっては安心のよりどころになるかと思えます。そして、そこで町民の代表の人が自主防災組織をつくって、その人たちに保護されるというようなことになれば、またその上に安心が芽生えるだろうと思えます。どうかそういう自主防災組織の育成、そして学共の一時避難所の指定ということについてもあわせてお願いをして、次の質問に移らせていただきます。

地震災害対策計画では、避難所が備えるべき設備として、防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、さらには投光器、自家発電設備等々を掲げ、これらは平時から避難所に備えつけ、即座に利用できるよう整備に努めると定めております。その整備状況についてお伺いします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 先ほどもちょっと避難所の関係で触れた部分がありますが、大口町の避難所は学校施設及び町の施設で、パソコン、ファクシミリあるいはコピー機等の事務機器につきましては、職員室、あるいはその施設の事務所にあるもので対応できると考えております。また、情報の収集及び発信のための防災行政無線と携帯電話は、避難所開設時に防災行政無線戸別受信機及び移動系の防災無線を避難所開設時に持参する計画であります。また、バックアップ設備につきましては、投光器 2 基、自家発電設備 3 基があり、定期的に点検を実施し、万全な体制をとっておるのが現状でございます。また、今年度におきましては、さまざまな場所以对応ができるように、携帯式の非常用照明セットの購入を予算の中で計画いたしております。

また、今後は民間事業所と連携を図り、避難所を含めた必要備品の提供及び運搬の協力等について体制を整備するとともに、自主防災会が備えています投光器、発電機、さらには救助道具等の災害用備品を、訓練等を通じて使用ができるような体制の強化を図っていきたいというふうに考えております。

（ 7 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7 番（丹羽 勉君） 日ごろから整備が万全に行われて、いざというときには使用可能というようなことでございますので、安心をさせていただきます。

次に移らせていただきます。

東南海・南海地震についてお伺いします。

本町では、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成 15 年 12 月 17 日、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されましたが、この指定は本町にどのような義務が生じるのか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 推進地域に指定されますと、地域防災計画において次の事項を定めることとなっております。地震防災上の緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、私どもには関係ないんですが、津波からの防御及び円滑な避難の確保に関する事項、防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項の 4 項目であります。

なお、大口町においては津波の心配がないためにこの項を除いて、大口町の地域防災計画の中で、地震災害対策計画の第 6 章で、東南海・南海地震防災対策推進計画を定めておりますが、指定を受ける前から同様な体制の整備を実施しております。今後も防災訓練・広報等を通じまして住民の皆さんへの啓発、非常配備体制の整備を充実してまいりたいと考えております。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 次に移らせていただきます。

さきに各家庭に配布されました地震防災マップでは、「推進地域に指定され、大規模地震による危険性が高い地域になっています」という記述がなされております。しかし、「大口町に影響を及ぼすと考えられる大規模な地震として、二つの可能性を想定し、それぞれの地震が発生した場合の震度の予測を行いました」として、活断層による地震、東海地震・東南海地震を予測しております。大口町としては、国が推進地域として指定した以外のところを本町独自で予想しているように思えますが、どのようなお考えか、見解をお伺いします。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) この地震防災マップは、国の建築物の耐震改修の促進に関する法律、さらには愛知県の愛知県建築物耐震改修促進計画、そして大口町の第 6 次総合計画、さらには都市計画マスタープラン、大口町地域防災計画等に基づきまして大口町耐震改修促進計画を策定し、住民の方に全戸配布をし、防災意識の高揚を図るために配布いたしましたものでございます。大口町地域防災計画では、愛知県の地域防災計画をもとに作成されておまして、県の地域防災計画の中で、県の実施した調査及び国の防災会議による情報を踏まえまして、県が東海地震、東南海地震、東海地震と東南海地震の連動、養老 桑名 四日市断層帯を想定して記述をいたしております。

以上のことから、この防災マップは町単独の予測ではなく、町及び県の地域防災計画に連動する形で記述・作成をいたしたものでございます。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 耐震化のねらいということで、防災担当の行政課でなく、都市開発課で発出されたというふうに理解すればよろしいということでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 今回の都市計画の方で作成してくれましたこの防災マップにつきましては、今もお話をしましたように、国の建築物の耐震改修の促進に関する法律、さらには愛知県の建築物耐震改修促進計画等を主に受けた計画策定でございまして、県の建築物耐震改修促進計画の中で市町村についても定めなさいということになっておまして、それを受けて、都市開発課の方で建築という視点で策定をいたしてくれました。しかし、今も御説明を申し上げましたように、この防災マップの作成に際しましては、町の地域防災計画は言うに及ばず、愛知県の防災計画、さらには町の総合計画、そして都市計画サイドのマスター

プラン等、このもろもろの個々の計画等を十分に連動を持たせまして作成いたしましたもので、今議員さんの言われますような表現で言いますと非常に難しい言い回しになるかも知れませんが、この防災等に関しましては、町民の安心・安全、さらには生命・財産を維持する、守るということからすれば、どここの課ということではなくて、内部的には、今御心配の向きにつきましては十分調整をしてでき上がったものでございます。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) この防災マップの中で、「東海地震・東南海地震が同時に発生した場合には、大口町内では最大震度 6 弱の揺れが予想されます」という記述があります。しかし、地震災害対策計画では、東海・東南海連動型でも 5 強までというふうに予測しております。防災担当が震度 5 強までと予測しているのに、防災担当外の部局で震度 6 弱の揺れも予想している、この辺のところはどういうふうに理解すればよろしいでしょうか、お伺いします。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 私ども、この都市開発がつくってくれました防災マップに、今後どのような形でこのマップを住民の皆さんに、さらに我々行政の中でどのように活用していくすべがあるのかなということ、予算の折にヒアリングをさせていただきました。その折にお聞きをしましたのは、現在、県あるいは町の補助で進めております木造の耐震化の計画の推進、もう一つは、今後町が取り組まなければいけない公共施設の耐震に関しまして、この促進計画に掲示をされていないものについては、なかなか耐震に係る助成についても難しいというようなことが後段にあるということをお聞きしまして、そういう中で都市開発課が作成をいたしましたものでありますし、それにつきましては、町の今後の防災における耐震改修等も考慮し、頭に入れた上での策定でありまして、今御指摘のありました震度 5、あるいは震度 6 につきましては、その上位の計画を受けて災害等の想定をしておるわけでございまして、それはそれぞれの上位の計画に基づいたものであって、今お話があります震度 5 強、あるいは 6 弱というのは、非常にこのあたりのところがニュアンス的に難しい部分があって、そんなような表現になっておるのではないかというふうに思います。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) こういう「防災マップ」というネーミングの資料になりますと、やはり防災担当、行政課が主導といいますか、少なからずこういう情報を発出する場合には、防災担当の行政課と連名で出した方が、受ける方の立場は、私も最初、中の文章で疑問を持ちまして、行政課へ聞こうかなあと思って後ろを見たら、都市開発課にお尋ねくださいというようなこと

でございます。何で防災マップが都市開発課かなあと思いつつ聞きに行ったような状況でございます。やはりこういうときには、私は何も都市開発課がいかに言うわけじゃございません。行政課も連名で出された方が、町民にとって受け入れやすいんじゃないかなあというような気がいたします。今後の参考にさせていただければ幸いです。

次に、このマップの中に「大口町の広域避難場所」という記述がございます。大口町の広域避難場所というのは、具体的にはどこが指定されておるのでしょうか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） すみません、広域避難場所という、その形での指定は、本町ではしていないというふうに認識しております。

（ 7 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7 番（丹羽 勉君） それでは、これを作成された建設部長さん、当然御存じだろうと思いますが、ここに広域避難場所というのがございます。下のところには避難場所として7施設が書いてあります。この広域避難場所というのは、どういう意味合いでここへ記載されたのかお伺いします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 防災マップの最後のページになるかと思います。この上のところに「広域避難場所」というタイトルで町の図面を載せ、その避難場所について赤丸で1から7まで表示されております。小学校三つ、中学校が当時では二つでございます。ほほえみプラザと町民会館ということでございます。これは通常、町の方が皆さんに周知しております避難場所というふうに御理解していただければいいかということで思います。

（ 7 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7 番（丹羽 勉君） 避難場所と広域避難場所というのは、字が違うように違うんですよ。だから、簡単に広域避難場所としておいて、これは町が言っておる避難場所と理解してもらえばいいと、そういうもんじゃないと思うんですね。多分大口町には広域避難場所というのはないと思うんです。

ちなみに、広域避難場所というのは、「地震等による火災が延焼拡大して、地域全体が危険になったときに避難する場所を言います。火災の輻射熱から体を守るために、およそ10ヘクタールの広さが必要とされ、大規模な広場や公園、オープンスペース、大学のグラウンドなどが広域避難場所として指定されます」ということなんですね。ですから、こういうミスリードするような文言を、こういう全戸に配布される資料には使ってもらいたくないという気持ちです、

私は。ですから、失礼ですけど、軽率なこの資料を全戸に配布されるというのは、極めて残念で、遺憾なことだと思います。今後こういうものを発出される場合には、先ほど申し上げましたけど、担当部局と責任を分かち合うというわけじゃございませんけど、やはりよく連携をとっていただいてやっていただく必要があるかなあというふうに思います。ですから、広域避難場所というのは、今申し上げましたように、本当に広いスペースを必要としておるわけです。だから、避難所というのは一時的な避難生活をするというような位置づけもあります。ですから、避難所と広域避難場所というのは違うということは認識しておいていただきたいと思います。

それともう一つ、地震に関する情報、「災害時には正しい情報を」という記述もあります。今申し上げましたように、広域避難場所というのは、私から見たら違っておるんですね。そういう情報をこの平時において発出しておきながら、災害時には正しい情報をという、これも失礼ですけどおこがましいですよ。自分のところで正しい情報を発出していなくて、町民には正しい情報をというような要求はいかなものかなあというふうに思います。資料というのは、やはり念には念を入れていただいて、発出する場合には十分気をつけていただきたいというふうに思います。

最後に、本日私は、大口町の地震対策ということで質問させていただきました。全部長さんに御答弁をいただいたということで、私なりに満足した質問ができたと思っております。最後に副町長さんにお伺いします。

本日質問させていただきました校舎等の耐震診断の問題、それからさきには新生大口中学校建設の問題、それと今私が感じましたこの資料の発出に当たっての部局との連携不足というようなこと等、どうもすっきりしません。また役場へ来てもあいさつありません。明るさもないと感ずるのは私だけでしょうか。こういう役場の中の雰囲気、こういうくすぶったような問題というのは、またいずれか再燃します。副町長さんは行政のプロですから、よく皆さんはない力をというようなことを言いますが、ない力を発揮するわけにはいきません。持てる力、実力を発揮していただいて、是は是、非は非、その都度解決していただいて、大口町発展に邁進していただきたいと思いますが、副町長さんの所信をお伺いします。

議長（吉田正輝君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 丹羽議員からは、るる御質問をいただきました。今回の内容につきましては、大変幅広い、また大変重要な案件が多かったというふうに思っております。そういった中で、私ども職員一同、一丸となってこういったものについて対応していくということを痛感したわけでございます。またそういった中で、私どもも、微力ではございますけれども、これからは努力をしてまいりたいと思っておりますので、ぜひともお酌み取りいただきたいと思

っております。よろしくお願ひいたします。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 副町長には前向きな御答弁をいただきました。やはりこれで終わることなく、大口町がますます発展をして、どこの市町にも自慢のできる大口町として発展していただけることを御期待申し上げ、今定例会の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 (吉田正輝君) 会議の途中ですが、午後 2 時 50 分まで休憩といたします。

(午後 2 時 4 0 分)

議長 (吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 2 時 5 0 分)

吉 田 正 君

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) それでは、議長さんの御指名がございましたので質問をさせていただきます。

多分私がまた前回に引き続き、きょう最後になろうとしているようでございますけれども、簡潔・明瞭にいきたいというふうに思います。

まず 1 点目の、小学校、保育園などの耐震化をいつまでに行うのかという問題でございますが、実は先ほどの丹羽議員の御質問の中で、その答弁のほとんどが網羅されていたように思います。要するに平成 22 年度までに耐震補強工事は全部行われると、小学校の校舎については。ただし、その中で予定が立っていないといいますが、御回答がなかったのは、実は南小学校の改築ですね。要するに耐震補強工事は平成 21 年度に行うということは御答弁されたんです、南小学校。その後改築をする予定なんだということなんですけれども、実は改築はいつ行われるのかという答弁がなかったわけです。それは恐らく町の方の財政当局との打ち合わせ等がまだまだされていない、そういうことだろうというふうに思うんですね。

そうしますと、この点について教育委員会にお尋ねしても、それは何とも申し上げられませんが、この南小学校の建てかえについては、いつを目標に建てかえを行うのか、ぜひお教えをいただきたいとお願いします。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 学校の整備につきましては、先ほど教育部長の答弁からもありましたように、明日の学校づくりというようなことで整備計画等も定められ、そういう中で進められておるといふふうに認識いたしております。そういう観点からすれば、この南小学校の整備につきましても、明日の学校づくり、さらには整備計画の中で今後明確になってくるといふふうに思っております。

（ 1 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） そういうことを答えられるだろうといふふうに私も思っていたわけなんです。ところが、さきの地震等々、あの惨状ですね。ひどいものがありますよね。それから四川大地震、これも小学校、中学校等が倒壊して、いまだに子供たちの姿も発見できずにいる、そういう状況などがあります。そうした中で、実はこの耐震化とか耐震補強等の計画を当初考えていた計画よりも早めて、時間を短縮して実施するという自治体も出てきているんですね。この間もテレビでやっていたのは尾鷲市だったと思うんですね。尾鷲市では、9年計画で耐震化、建てかえを最初やろうと思っていたんですね、どうも。ところが、建てかえでは時間がかかるから、とりあえず耐震補強工事をまず先行してやっっていこうというようなことで、そうした計画の変更なども直ちに行われた、そういう自治体があるということなんです。ということは、大口町でも、先ほどの質問でもありましたように、愛知県内でもかなり校舎の耐震化等々がおくれている実態があるわけですね。だとすれば、そこら辺のことについては、これから教育委員会も明日の学校づくり云々というものもありますけれども、しかし町としてもきちんといついつまでには南小学校の建てかえについては行くと、それについて十分審議してほしいといふふうに持っていくぐらいじゃないと、今の時点ではいけないのではないかなあといふふうに思うんですね。そこの議論を待っているのはもう遅い、私はそういうふうに思うわけですが、財政当局はどのようにお考えなんでしょうか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今御心配の地震に対する耐震の関係でございますが、それにつきましては、南小学校の方につきましても手当てをし、その後の整備について検討していくということでございますので、今御心配の向きにつきましては、私どもも私どもなりに前倒しをして耐震に関しては進めていくということで、現在取り組んでおるところであります。

（ 1 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） 前倒しして取り組んでいくということであるのなら、いち早く財政当局のお考えになっている全容を明らかにしていただきたいと思っております。それがはっきりしてい

ない現状が実はあるんじゃないですか。そうですね。ですから、南小学校の建てかえをいつまでに行うのかということが答えられない、そういう状況だと思うんです。そういう意味では、財政的な手当てもして進めていかなければなりませんので、幾ら教育委員会がいついつまでにやりたいと思っておっても、財政当局の方でそれは無理だよと、お金がなければ無理だよというふうに言われればそれまでだというふうに私は思うんです。そこをきちっと財政は押さえていく必要があるというふうに思いますので、今前倒しして検討をしているということだそうでもありますので、ぜひその結果をまた早急にお聞きしたいというふうに思います。小学校の問題については以上にしておきます。

それから、保育園の園舎の問題ですけれども、この問題についても丹羽議員の質問の中で私が思っていることの方が回答なされました。北保育園だけが昭和56年の建築基準以前の建物であって、それも平成16年に耐震診断をやったけれども問題がなかった。あとの建物はみんな昭和56年以降の建物だから問題はないよということだったわけですから、本当に問題がないのかどうなのか。やはりこういう時期ですので、いま一度耐震診断をやっていただいて、保育園の利用者、親御さん、そうした皆さん方に、本当に安心であるんだったら、今のところ保育園は安心ですよと、そう胸を張って言えるようにしておいた方がいいんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 保育園の北については耐震診断が終わったけれども、ほかの3園についても耐震診断等を実施した方がいいんじゃないかというような視点での御質問かと思いますが、一番大切にすべきものは、やはり人の命、そして安全・安心して通園していただけるような施設だと思います。一定の年度以降に整備したからいいというもの、行政が責任を持って言えるかという、なかなかそういう答弁はできないと思いますので、一度財政当局とも協議する中で速やかに対応を検討したいと思います。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） ありがとうございます。

北中の例がありますので、やっぱりきちっと利用される保護者の皆さん方に、本当に安心なら、安心ですよと胸を張れるようにしていただければいいと思いますし、また本当にその耐震診断の結果がよければ、またこの保育園そのものが新たな避難所にもなる、そういう可能性もあると思うんですね。例えば調理場を持っているわけですね、保育園というところは。そうすると、そこでの炊き出しだとか、そういうことも可能だというふうに思うんです。例えば全部これがセンター方式だと、一つのセンターだけで全部やっていた場合、いざというときに、

そのセンターかつぶれた場合は終わりになっちゃうわけですがけれども、しかし、たまたま大口町の場合、保育園というのはセンターじゃなくて、給食は自分のところの保育園で調理しているわけですので、そういった災害の際にも、十分に炊き出したとかそういうものにも活用できるんじゃないかなあというふうに思いますので、そこら辺は財政当局も総合的に見ていただいて、保育園も災害時における付近の住民の皆さんを支援する一つの拠点になり得るということですね。そこら辺をよく認識していただけたらなあというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

ただ、午前中、そして午後の質問を私ずうっと伺っていて思ったんですけれども、大きな自治体ですと、例えば災害なら災害ということで専門の職員がおられるわけですよ。例えば愛知県の方へ行けば防災監なんていって、そういう役職の人がおられるわけですがけれども、大口町の場合、たったの2万人ばかりのまちで、職員の数も保育士さんを入れても200人を切るような、そういう中で一人ひとりの職員の皆さん方が幾つもかけ持ちでいるんな業務をやっていかなくちゃいけない。そういう状況が今あって、まあ忙しいからということで、特定の人だけにいるんなものを計画しちゃったりだとか、本当はほかの課にもまたがるような仕事があっても、おまえさんのところでやっておいてくれやというような、そういうことにもなりかねないような状況が今役場の中にあるのかなあということも、きょうの議論を聞いている中で非常に痛感いたしました。そういう意味でも横の連携を本当にとっていただく。そのために政策調整室というのがあんじゃないかなあといつも思うんですけれども、政策調整というのは、一体どういう部署なんですか。ちょっと教えていただけますか。

議長（吉田正輝君） 政策調整課長。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） 政策調整課についての御質問ですがけれども、町の主要な施策の調整をするということでもあります。今行っておりますのは、経営計画書に基づく政策の推進ということで、各課からの主要な政策を出していただきまして、そういったものについての聞き取り等を行っておるということでもあります。具体的に個々の政策をどう調整するかということにつきましては、財政問題であれば当然担当課と財政課というような形になってくるのかなあというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 経営ということが出てきましたけれども、まず住民の命が一番大切なんだというところからぜひ入っていただきたいなあというふうに思うんですよ。いかに大口町の2万余の住民の皆さん方の命と暮らしを守るのか、これが一番私は大切なことじゃないかなあというふうに思うんですね。

もう一つは、大口町の場合、昼間の人口の方が多い、そういう自治体ですよ。そうしますと、例えば国勢調査で私見させてもらったんですけれども、昼間人口が2万8,000人だそうですね。大口町の人口は2万人ですけれども、それよりも多くなってしまっているんですね。今、その中身をまたよく見てみると、1万人ぐらい出ていっているんですね。だから、残りは1万人。それで1万8,000人が逆に入ってきているということだと思えるんですけれども、そういった方々に対するさまざまな施策等も、非常に私は大切なことではないかなあというふうに思います。先ほども総務部長の方から、地震のときに大口町の場合は、避難者とかそういうのは皆無なんだというような答弁がありましたけれども、しかし、本当にそうなんだろうかということとを非常に私は疑問に思いました。そういった通勤でこちらへ来られた方が帰宅困難になる、そういうことだってあいつた災害が起きれば出てくると思うんですね。だから、決してそういった備えがおろそかであってはならないということ、私はこの場で言うておきたいと思います。

続いて、次の問題です。消防の広域化です。

これは、私はやめた方がいいよという提案をさせていただきました。消防の広域化については3月議会でも私取り上げさせていただきましたけれども、総務部長さんは、広域化によって大規模災害だとか特殊災害への対応が可能なんだと。それから事務職員等を現場要員に振り分けることもできる等々、そういったメリットについての答弁が行われました。しかし、おとついの地震の災害状況、救助の状況を見てみると、埼玉の消防局だとか、いろいろ大きいところの消防署の特殊な任務を負ってみえる職員の方がもう配置されているんですね。だから、広域化したからそういった方が来るわけじゃなくて、広域化しなくても、もう既にそういった横の連絡というのはとれている、それが実態だと思うんです。自衛隊も今は入るのが早いんですね。阪神大震災の教訓から、それぞれの自衛隊の隊長さんなり責任者の人が、必要だと思えば投入してもいいんだよというようなことにもなっていますよね。

ですから、広域化することによるメリットというのは非常に少ない。むしろ広域化した自治体の消防、3月議会でも紹介させてもらいましたけれども、一宮の消防本部においても既に職員の数を減らしているといったことも紹介させてもらいました。それから、例えば尾張北部、中部の西春日井消防本部、岩倉、江南、丹羽、犬山、小牧、春日井、こういうことで、人口にすると88万人の地域で広域化を目指すように、平成24年度までにやれという県の方からの提案もあるわけですけれども、それをやることによって、今度は実は消防力の基準、整備指針に基づく充足率というのを見ると、救急車の数も減らすことができってしまうということも3月議会で紹介させていただきました。救急車の数、これは一例ですけれども、現在、丹羽消防から春日井市までの中で30台救急車があるわけですけれども、消防力の基準に基づきますと21台でい

いことになってしまうんです。ですから、9台減らしても大丈夫なんだというようなことになってしまうんです。そうすると、私はかえって地域の防災力、消防力、そうしたものが低下してしまう、そういうことだと私は思うんです。

この消防の広域化について、各自治体に対して昨年度、意見を県の方は求めておったというふうに思うんですけれども、大口町はどのような回答をされたんでしょうか、教えていただけますでしょうか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 申しわけございませんが、今御質問のありました昨年度、各市町に問い合わせがあったということですが、消防本部ではなくて、それぞれ組合消防や市町村に問い合わせがあったという趣旨での御質問だというふうに思いますが、ちょっと承知はいたしておりません。ただ、前回3月のときに、消防の広域化について吉田議員さんより御質問がありまして、そのときにもお話をしましたが、本町においては、確かに丹羽広域事務組合の中の消防本部の整備の状況等を見てみますと、やはり広域化が想定をされております88万1,000人の区域の中では、設備的には非常に上位のところにあるというような状況は間違いのないわけでございます。

そんな中で、実は5月30日でございますが、この消防の広域化についてのセミナーが開催されました、佐賀の広域消防局についての事例発表がございました。その折にも、今、吉田議員さんから話がありました、消防としての充足率と現実に配備されておる状況、さらには職員の関係のものがその中で説明がございまして、また御報告がございまして、先ほどからお話がありました本町の88万1,000人にした場合の救急車の台数が、現状の台数を加算していきますと30台になります。ただ、充足率では21台で十分だというようなことで、9台減るといようなお話をしきりになさっておるわけでございますが、この佐賀の広域消防局の広域化の過程の中では、そのようなことも含めて、広域での設備関係はどの程度にするのがいいだろうかということも含めて、広域化の中で議論がされてきておるというような旨の報告がございました。ですから、私どもが知る範囲では、今の大口町の状況、あるいは丹羽広域の状況等、こういうものが非常に整備が進んでおるという中で、このことも含めまして、今後県の示しました案に沿いまして、その協議会の中でいろいろ議論をしていきたいというように考えております。

それから、すみません、先ほどの小学校の耐震の話ですけれども、どうも私の回答がよくないみたいで、吉田議員さんに違った理解をされておるような節がございますので、ここで丹羽議員さんに回答されました教育部長さんの回答を、いま一度南小学校に関して復唱させていただきますと、南小学校の耐震につきましては、平成20年度、今年度校舎の耐震設計を実施しまして、平成21年度に校舎の耐震補強工事を行うというものでございます。そして、校舎の耐震

補強工事の施工後におきまして、明日の学校づくり施設の整備事業として改築を計画していくということでございますので、先ほどから地震が地震がというお話をしきりになさっておるわけでございますが、地震に対する対応につきましては、南小学校に関していえば平成21年度の校舎の耐震補強工事で進めていくということでございますので、いま一度私の回答がまずかったのであれば、そのようにお答えさせていただきます。以上です。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 先にちょっと耐震化だけ話を進めていかないかんかもわからないんですけども、耐震化することはわかったんですけども、その後の建てかえをするという、その時期がはっきりしていないからということで私は質問させてもらったんです。ですから、それをいつ建てかえをするんですかということなんです。だから、それを早くやらないといけないんじゃないですかということを私は言いたかったんですけども、明日の学校づくりの検討委員会の方でそれは検討してもらおうということなんだけれども、財政当局としていつまでにそれをやっていかないかんのかということをお尋ねしただけのことで、それをまたこちらの明日の学校づくりの方に議論を吹っかけるつもりも何でもないんです。財政当局はどう考えているのかということをお尋ねしているだけなもんだから、だからそれで回答がなかったんです、そういう意味ではね。いつまでに建てかえをするのかというふうに私が聞いておるわけだから、財政当局としてはね。だから、それはそれでいいんです、そういう考えが今もしないのであれば、そんなことで時間を費やしていたら全部進まないから、だから、それがいかんと言われても、それはだめなんです。

広域化の問題については、今後議論がされていくんだということで言葉を濁されるだけなんですけれども、既に昨年、愛知県は各自治体の首長さんに対して、どのようなお考えなんですかということで、その御意見を出していただくようにしておられるんです。私もちょっと調べたんですけど、大口町長さんがいないんですわ、その御意見の内容が。それで、私は大口町はどういう対応をしたのかわからなかったもんですからお尋ねしているんです。例えば蒲郡だとか、一宮市だとか、いろんな市町があるわけですけども、そういうところの回答書は見せてもらったんです。ところが、大口町はないんです。どうしてそれがいないのか、私もよくわからないんです。それは一部事務組合でやってみえるもんだから、その当時の管理者が扶桑町ですね、去年は。違いますか、丹羽消防の方はね。だから、扶桑町長が丹羽消防の管理者として回答しておられるのかもしれないけれども、ちょっとそこら辺私よくわからないんです。だけれども、少なくとも回答をしているかいないかは別にして、町としての考えというのは、私は当然あると思うんですね。

それで、先ほども出てきたように、今後、協議会で議論をしていくという答弁だったと思いますけれども、しかし、広域化したときに充足率についても議論の対象になるんだという御説明でしたよね。5月30日の広域化についてのセミナー、佐賀の消防本部の広域化についてのものがテーマになって、その中で充足率もテーマになったんだということなんです。ということはどういうことかという、この充足率、例えばさっきも言いましたけれども、現有は救急車30台ですけれども、基準では21台でいいということになれば、その議論によっては救急車の数が21台に減らされることもあり得るということになりますし、それから消防ポンプ自動車、これ現有が44台ありますけれども、基準では41台でいいということになっていますので、そうするとこれも減らすことができちゃう、こういうことが起こり得るわけです。救急車やポンプ車の数が減れば、職員の数も減らすことができちゃうようになっていきますよね。だから、そういう意味では、非常に広域化することによって消防力というのは、充足率を例えば基準どおりに合わせた場合は、かなり低下するだろうと言わざるを得ない状況があるというふうに思っておりますけれども、私の言っていることは根拠がないことなんでしょうか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 充足率等につきましては、基準等がございまして、それが一つの目安になって各消防本部において整備がされておるということで、それをベースにお話をされておりますので、根拠がないというふうには思っておりません。しかし、それは決め事ではなくて、今後協議会の中でそういうことも含めて協議を進めていくということを申し上げておるのでございます。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） そもそも広域化というのは一体何なのかということだと思っんです。なぜ広域化しなくちゃいけないのかということだと思っんです。3月議会でも総務部長さんが、県のQ & Aが何かで多分見られたと思っんですけれども、広域化することによって大規模災害だとか特殊災害への対応が可能だとか、そういうことを言われましたけれども、しかし、一番広域化したいと思っていらっしゃる人たちというのは、私はどういう人たちがよくわかりませんけれども、広域化するメリットというのは一体何なのかといたら、結局は人件費等々の削減ではないかなあというふうにお思っんです。そういうことで本当に人の安全が守れるのか守れないのか、ここがこの広域化の問題で問われることではないかなあというふうにお思っんです。

結局、大規模災害になったら、人海戦術で人手の問題なんですよ、もうああなると。しかも、じゃあ一般の住民が手が出せるかと思ったら、そういう問題でもないですよ。一定の訓練を受けた人じゃないと手出しがなかなかできないじゃないですか、現実の話。そういう中で

消防力を現状よりも低下させていく可能性があるこの広域化が、果たして本当にいいのかどうか、私はここが問われておることだと思えます。だから、協議会で議論をしていくということなんですけれども、大口町としてはどういう方向で協議に臨んでいかれるんですか。その流れに従っていけばいいというふうに思っているんですか、どうなんでしょうか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今、一部事務組合の消防の関係を担当しております部局としての考え方でございますが、3月の議会において、広域化の対象のそれぞれの消防本部の状況につきまして一覧表にしてお示しをしました。こういう中で今私どもが言えるのは、その水準を維持するということは、それぞれ住民の皆さんへの説明責任として、そのように努力する必要があるというふうに思っております。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 大変重要な御答弁だったと私は思うんです。今ある水準を維持する、そういう方向で協議会に臨まれるのであれば、臨んでいただきたいというふうに思うんですけれども、しかし、この水準というのは一体どの水準なのかということですね。それもちょっと問題になってきますので、今ある水準、少なくとも丹羽消防で今行っている、例えば人員でありますとか、車両でありますとか、こうしたものが少なくとも今以下にはならない。きょうもたくさん地震の質問が出ていましたけれども、消防力をむしろ充実させる方向で考えていかなければならない、そういう時期が刻々と迫っているというふうに思いますので、ぜひそうした方向で今後も検討をしていただきたいというふうに要望しておきます。

続きまして、県の遺児手当支給停止を許すなという問題でございます。

実は愛知県は母子家庭などを対象に遺児手当を支給しています。遺児手当というのは、児童扶養手当のことですね。愛知県は遺児手当というふうに呼んでいますけれども、国だとか大口町は児童扶養手当というふうに呼んでいます。この県の遺児手当というのは、1ヵ月当たり3年目までは4,500円なんです。ところが、4年目、5年目になると2分の1の2,250円になってしまいます。そして6年目、要するに5年間経過しますと、もうもらえなくなってしまうんですね。そういうことが既に6年ぐらい前に決まっております。支給されてから5年経過すると、最大半分には減らしますよとあって、国の児童扶養手当が解約されていますけれども、そのどさくさ紛れに愛知県は、遺児手当を5年経過したらもう打ち切りで、支給停止になっています。またそういう通知が多分4月の終わりか5月の初めぐらいに、今まで支給されていた御家庭に届けられていると思いますけれども、一体何世帯ぐらいの人に対して打ち切りの通知が行ったんでしょうか、ちょっと教えてください。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 回答が前後するかもしれませんが、るる児童扶養手当と県の遺児手当の関係につきましては議員の方から、どんな制度かということにつきまして御説明がありました。この愛知県の遺児手当制度の打ち切りの方針としましては、一つにはこうした考え方があるということで説明させていただきますけれども、母子家庭等の自立を図るためには、母親自身の精神的安定と自立意欲の助長、あるいは就労意欲の醸成を図ることが肝要であると考えます。こうした観点から、愛知県においては、自立支援対策として、手当支給という経済的支援から、相談業務や就労に必要な技能習得の促進、あるいは就業支援サービスの提供といった施策への移行が重要と判断された結果、このような段階的な廃止ということに踏み切ったというふうに理解をいたしております。

そこで、具体的に廃止の通知をというお話ですけれども、ことしの4月1日現在ですけれども、5年経過した児童につきましては、児童は156名、受給対象者は108名でございます。以上です。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今、児童は156人ということで、支給対象は108人。要するに子供さんが2人ないし3人おられる、そういう世帯もあるということなんですね。私も母子家庭の何人かからお話を伺いましたけれども、自立するために5年程度あればいいだろうということですね、県は。しかし、これを打ち切られたことよって、精神的に安定するどころか、精神的に不安になられた人がほとんどなんですよ。ショックだったそうです、こういう通知が来て。精神的に不安だそうです、こういうものがどんどん打ち切られると。このときに、国の児童扶養手当も半分に減らすというのはちょっと延期にしましたよね。要するに働く意欲がある方とか、現在働いておるだとか、そういう一定の要件があれば、半分に減らすというのは一時的にちょっと凍結しますよというふうになっていて、そういう通知も届いているさなかなんですね。そういう受け付けなんかもやっているんですよ、大口町の今の福祉課の窓口の方ではね。そういう状況のところ、愛知県の遺児手当はもうもらえなくなってしまったということで、私のところには非常に怒って電話をかけてきた人もおられます。

実はここにも書いておきましたけれど、生活保護費というのほひどい状況があるんですよ。生活保護費の中に母子加算というのがありますけれども、この母子加算というのは、2段階に分かれているんです。15歳未満と、それから16歳から18歳になった3月31日までということになっているわけなんですけれども、要するに16、17、18歳、この3年間の部分と、それから15歳以下の部分と分かれています。既に16歳から18歳までの生活保護費の母子加算について

は17年度から廃止されています。これ今まで幾らあったかという、2004年ですから今から4年か5年ぐらい前ですけども、3級地で2万20円だったそうですね。これがその明るくなる年になると1万3,350円、それからおとしになると6,670円ですか。昨年はどうとう廃止になりました。それから15歳以下の子供がおられる、そういう母子加算については、来年度から廃止です。今年度は6,670円、去年は1万3,350円、その前は2万20円ということで、3級地についてはこういう状況があります。生活保護の方の母子加算も実は今削られている。どんどん削られている。老齢加算というのもおとしなくなりましたけれども、母子加算もそんな状況で今なくなっています。

そうした中で、私が本当に腹立たしいのは、片親だけで育てるというのは非常に心細いものだというふうに私は思うんですね。だから、そういう中で本当にこうした手当がどんどん削られるということは、本当に子供を育てる上で心細いことだというふうに私は思うんですよ。そういう意味では、ぜひ町長さんにおかれましては、支給停止をするなということをごひ県知事に直接言ってもらいたいというふうに思っているんです。いかがですか。

議長（吉田正輝君） 町長。

町長（酒井 鉄君） 遺児手当についてということでありまして、県の方は就労支援をしていこうという形でこれを続けてきたわけでありまして、つい先日も福祉部の方と打ち合わせまして、県の方へこの結果について、一度どういう状況にあるのかを確認したいと、こんなことを思っています。今現在まだその状況がつかめておりませんので、その状況をつかみながら、今回の件についてどういうふうに対応できていくのかということを考えて、このように思っております。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 愛知県は就労支援、もともと国の児童扶養手当にしても、半分に減らすというようなことも、その分の財源を就労支援に置きかえていくんだというようなことで話が始まったというふうに私記憶しておるんですね、当時。ところが、就労支援はほとんど実は行われていない。県によってはその予算がほとんど余っちゃっているという状況も実はあるんです。だから、手当を本当に切られただけというような、そういう状況が今あるんです。

愛知県に私も伺ったんです。担当の方はどう言ったかという、遺児手当というような、母子手当に相当するそういう手当を支給している都道府県というのは、東京都とこの愛知県ぐらいなものなんだそうですね、聞いてみると。東京都はじゃあ今どうしておるんだと聞いたら、東京都はまだ支給しておりますということらしいですね、どうも。ところが、愛知県は5年を経過したら打ち切ると。非常に冷たいことじゃないのかということでも私もお話をさせても

らったんです。愛知県は全国47の都道府県の中でも財政的にも非常に東京都に次いで裕福だというふうにも言われている県ですね。そうした中で、最近では子育て支援ということで、去年でしたか、3歳未満の3人目の保育料を市町村と折半して、市町村と折半するというのがみそですよね、自分のところだけでやらないというね。市町村と折半して保育料を無料にするだとか、それから子供の医療費の無料制度を就学前まで、入院も通院もとりあえず無料にする、これも県と各自治体で折半なんですね、本当はね。そういうことで、一応子育て支援ということで見ると前進してきた面もあるんですけども、しかし、母子家庭ということととってみて、ここでの遺児手当ということになると、非常に冷たい仕打ちだというふうには言わざるを得ない。しかも、さっきも言いましたように、生活保護費の切り下げまで国の方は行っている。そういう中で生活保護も受けずに頑張っている母子家庭、お母さん方がいっぱいおられるのに、そうした人たちの不安まで増長させるようなこの遺児手当の削減というのは、私は許せないというふうに思います。

それからもう一つ私が言いたかったのは、延長保育料の問題なんですけれども、通常の保育料よりも延長保育料の方が高い人は24人おられるということが3月議会で御答弁いただいたと思うんですけども、そのうちの23人は母子家庭の方ですという御答弁だったんです、3月議会で。だから、通常の保育料よりも延長保育料の方が高い人、24人のうち23人が母子家庭。ここでも母子家庭の皆さん方に対する負担が大きくなっているわけですね。だから、そういう意味では本当に子育てするのが大変だと思うんですよ、こういう状況をこのまましていくということについては。だから、延長保育料については平成20年度中に見直しをするということで、町長さんも言っておられるもんですから、よかったなあ。自分の選挙ではちょっと追い風ではなく、逆風が吹いたというような御答弁も3月議会にあったわけなんですけれども、見直しをするということなんですけれども、今の遺児手当の削減分、せめて県が削減しておる間じゅう、私は町が持つべきじゃないかなあというふうに思うんですけども、町としてはいかがお考えでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 県の遺児手当の削減分を大口町で補完をとるか、補てんをとるというようなお考えの御質問かと思いますが、今、時代が地方分権の中で、母子家庭にかかわらず、やはり求められるのは自助・互助ということかと思いますが。そうした国・県の考えの中でこういった手当が段階的に削減される。これを大口町が補完するとなると、国・県の制度に大口町が逆らうというようなことになります。大口町としてその制度に当然賛同した考え方を持っておるといってごさいますので、現在、県の遺児手当が段階的に削減されようとも、大口町として補完する考えはございません。

なお、母子家庭の実態として、真にいろいろと実情的に困ってみえるようなケースがございましたら、これは先ほど議員から福祉課というようなお話がありましたけれども、所管はこども課でございますが、こども課の方へ具体的に、個人情報の関係もでございますけれども、御相談いただければ、いろいろと親身になってまたあれやこれやと対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 先月だったか、先々月だったか、釧路市の母子家庭に対する支援についての番組がありました。私それをちょっと見ておったわけですが、たまたまその中3のお子さんが高校入試で、公立高校は残念ながら滑っちゃったんですね。そうすると私学ということになるわけですが、私学に入ろうと思うと入学金が要りますよね。入学金のまとまったお金もないもんですから、借りようと思ったんですね、役場を通じて。就学援助的なのという貸付制度もあるということで、借りようと思ったんです。ところが、期日までに借りられないということがわかったんだそうですよ。入学金はいついつまでに納めなさいよということと言われるわけですが、ところが貸付制度は、その期日までに貸せませんと、到底無理ですと。何とかならないんでしょうかと。それは規則ですから何ともなりませんと。そういうやりとりをその番組で見ていると、本当にどういう国なんだろう、日本はと思いました。

母子家庭の方だけじゃなくて、今の貧困と格差と言われている中で、本当に年収200万円以下で子育てされてみえる人もいっぱいおるわけですね。母子家庭の中にもそういう人が本当に数多くおるといふふうに私も認識していますけれども、そうした人たちの中には、本当に貯金というものもない。生活保護を受けてみえる方なら、なおさら貯金なんてできるはずがないわけですね。そういうところの子供さんは、お金を借りて高校へ行かせようと思っても、行かせられないような状況が現実にはあるんだということを、私それを見て本当に悲しい思いをしたわけです。

そういう意味では、生活保護を受けずに、県の手当だとか国の手当だとか、町の手当だとかをいただきながら、一生懸命自分でも働いて自立しながら子育てをしてみえるお母さん方を支援することは、何も愛知県に対して反発をするようなことではないというふうに私は思うんです。違いますかね。一生懸命お母さん方が働いて、こういう手当を受けながら子育てをしている。ところが、その手当も削られる、そういうことで本当にいいのかどうか。子供たちが羽ばたく時期において、母子家庭の皆さん方の話を聞いていると、そういう時期が来ると困るといふ話をよく伺います。せめて、4,500円なんです、月額ね。この手当を愛知県は切ってきたわけですが、本当に母子家庭の皆さん方の実情をよく考えていただいて、せめて県が切る

のなら、町が支給をするということがあっていいと思うんです。大口町も今3,000円でしたね。4,500円切られるわけですから、4,500円上乘せしてもらおう。4年目、5年目になると2,250円切られるわけですから、その分上乘せしてもらおう、その程度のことは大口町としてやってもいいと思うんですよ。何も手当をもらっている人は、その手当だけで生活しているわけじゃないですよ。実態は違いますか。自立しようと思って一生懸命働いてみえる人ばかりじゃないですか、そうした手当をもらっている人たちは。そういう人たちを支援するという気持ちがあるのかなのかということだと思うんですよ、町の姿勢として。手当をもらっているのが悪いというような、そういう思想というのか、そういうところに埋没しておってはいかんと思うんですよね。まず母子家庭の皆さん方がどういうふうに生活してみえるのかという実態から入らないといかんと思うんです。

だから、本当に考えてほしいんですよ。今年度中ちょっと考えてくださいよ。来年からちゃんと支給してほしい。途中からでもいいんですけど、4月にさかのぼって本当は支給してもらうのが一番いいと思っているんですけども、検討いただけんですか、財政当局の方は。いかがですか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 手当につきましては、個別の手当、町の児童扶養手当につきましても、私が健康福祉部におるときからいろいろと議員さんから値上げの要望なり要求なりをいただいておりますが、私どもはその折からお話をしておりますが、やっぱり手当については全面的な見直しを考えておまして、現在でもその考え方は変わっておりません。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 実態把握というような御要望がございましたので、実態把握につきましては、20年度、どこまでできるかわかりませんが、できるだけやらせていただきたいと思います。

再度の答弁になるかと思いますが、金銭的な支援ではなくて、あくまで自立のための相談的支援、そんなふうに御理解をいただきたいということと、それと母子家庭の方につきましては、愛知県が全くやっていないというようなお話もございましたけれども、ここに愛知県の「自立した生活を送るために」というような、こういったものを多分お持ちだと思いますが、相談支援から始まりまして、貸付制度、るる制度を設けております。こうしたことについて、県の制度ではありますけれども、関係の母子家庭の保護者の方に周知をしていくということも大口町の大きな務めかなということを思います。さらにはいろんな制度の中でひとり親家庭につきましては支援策、あるいは負担の軽減策等がされております。何年か前のデータでありますので、若干金額的には差異があるかもしれませんが、総体的に見ますと、母子家庭に対

しては年間約100万ほどの金銭給付が、この児童扶養手当、あるいは県の遺児手当以外に給付がされておるといような逆の見方もできますので、そういった観点からもひとつ御理解を賜りたいと思います。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) そういう目に見えないさまざまな給付、例えば医療費だとか、多分そういうものに当たってくるんだらうというふうに私は思います。しかしながら、お金がないと教育も受けられないんです。それが現実なんです。就労支援をやっていないなんて言っていないよ、私。だけど、それが十分に活用されていないですよ、現実の話。ほとんどの人は既に就労しているんです、母子家庭の人は。特に愛知県の場合は就職先がいっぱいあるんだから。そうでしょう。だから、そんな予算が来たって使い切れるわけじゃないんですよ、もともと。だから、単に児童扶養手当等の予算を削減するだけになっちゃうんです、このままでは。それだったら、こうした世帯に対して給付を続けることの方が私は有効だというふうに思うんですね。だから、そういう意味ではきちっと手当を出していただきたいというふうに思います。目に見えない形での給付が100万円ほどあるというふうに言われましたけど、例えば教育委員会の方で準要保護という制度がありますよね。母子家庭の人は多分ほとんど準要保護になるというふうに思うんですけれども、例えば給食費というのは一体幾らの負担になるんですか、この準要保護の世帯については。ちょっと教えてもらえますか。

議長 (吉田正輝君) 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長 (三輪恒久君) 準要保護も、生活保護と同様であります。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) そうすると、無料なんですか。

議長 (吉田正輝君) 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長 (三輪恒久君) 全額であります。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) そうすると、給食費等については全額無料ということをやってみえるわけですね。

それからあと例えば高校の授業料、県立高校だと一定の収入以下の人だと授業料が免除になるみたいですね。私の知っている人も、この間うち免除になって、非常に助かったと。今、月額、授業料だけでも1万円ぐらいですね。9,900円か9,800円か、かなり高いんですよ。私の高

校のとき、たしか2,300円くらいだった覚えがあるんだけど、それと比べると30年ぐらいで4倍ぐらいに上がっているんですよ。ましてや大学へ行かせようと思ったらどうなるんですか。国公立で今50万、60万、授業料だけで。あと入学金も要りますよね。そうすると、本当に母子家庭の皆さん方は、片親で子供たちに教育をつけようと思ったら、本当に大変なことだということだと思っただけですよ。両働きでも、役場の人たちに聞くと、大変だ、大変だと言ってみるけれども、片親の人だったらなおさら大変ですよ。だから、そうした教育もきちんと受けられるようにしようと思えば、一定の貯蓄なり、そうしたものが本当に必要になってくるんですよ。だから、そういう意味では、今こうした手当が削られることは非常に痛手なんです。こうしたものも子供の将来のためというふうに思ってためていらっしゃった方もおられるんですよ。それを5年で打ち切りなんていうのは、本当にひどいと言わざるを得ない。だから、ぜひ今年度中、母子家庭の皆さん方の生活の実態をよく調査していただいて、町としてきちんと復活してほしい、この部分を復元していただきたい、そう要望してこの質問は終わらせていただきます。

続いて、国民健康保険税の所得階層ごとの負担率はどうなっているのか。

きょう皆さん方に、私の質問の前にお配りをいただきました、「平成20年6月議会一般質問資料、質問者、吉田正議員」というふうに書いてある方を見ていただきますと、下の折れ線グラフ、これを見ていただくと本当によくわかるんです。縦軸は負担率、パーセントですね。横軸は所得額です。所得です、あくまでも。収入にしなかったのは、御商売をやってみえる世帯とか、そういう世帯があると比較ができていくからであります。だから、給与の人であれば給与所得控除後の金額が所得金額になりますし、御商売をやってみえる方ですと、売り上げから経費などを除けば、それが所得になっていくと思います。これの裏に書いてありますけれども、40歳代の夫婦で10歳代の子供が2人、固定資産税はなしだという前提で比較をしていただきました。所得金額が100万円ですと、100万円に対する国保税は12万7,700円ということで、その所得に対する国保税の負担率は12.77%ということになります。

これをずうっと見ていっていただきますと、所得が1,000万ありますと国保税は65万円。これは平成19年度ですけれども、そうすると、負担率は6.5%ということになりますので、所得金額が100万と1,000万と比較しますと、所得に対する負担率は約半分になるんです。つまり、国民健康保険税という制度そのものは、どういう制度かということ、所得が低ければ低い人ほど負担率が重い制度なんです。これがこの表を見ていただくとおわかりになると思います。

それで表の方に国保税所得階層ごとの負担率ということで折れ線グラフになっています。所得ごとに、所得がふえればふえるほどその負担率は実は逡減していくということなんです。どうしてこういうことになるのかということ、多分健康福祉部長は説明したいだろうなあというふうに思うんですけれども、これ結局は均等割とか平等割ですね。要するに応益負担、この分

が高いというのが一つあると思うんですね。それから応能割、要するに所得割ですね。この所得割の部分の割合が低い。低いというよりも、今、応益と応能の割合がほぼ1対1ですね、五分五分なんですね。そういうことで、所得が低くても平等割だとか均等割が高いもんだから、どうしても国保税が所得が低くても高くなっちゃうんですよ、そういうことが実は起きる。しかも、所得100万の人だと5割軽減と書いてあるんだけど、軽減が行われておってもこういうことになると思うんです。支払い能力に対して税をかけるということでは、これが逆にならんといかんと思うんですよ、本当は。所得が低い人ほど負担率が低くないと平等じゃないというふうに私は思うんですけれども、町の方はいかがお考えでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 質問の中で、表の提出をということで提出した表につきましては、事務局にかわって正しく説明していただきましたので、私の方からは、上のグラフでございますが、逆の見方をしますと、所得の高い方ほど国民健康保険税が高いと、逆に低い方は国民健康保険税が少ないですよといったこともこのグラフから読み取りができるということを御理解いただけたらと思います。

こうしたことから何がわかるかといいますと、国民健康保険制度そのものが、こうしたそれぞれの所得の方々の適正な保険税の負担によって支えられている、互助制度での皆保険制度の中の保険制度であるということが端的に読み取りできるのではないかなというふうに理解をするものであります。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田正君） まず、税というのであれば、その負担能力に応じて決められなければならないというふうに思うんですね。所得が100万しかないという世帯があれば、その100万という所得というのは、ほとんど生活のための消費に回ってしまう世帯ではないかなあと思うんですね。片や、例えば1,000万所得のある4人家族の世帯だとすれば、それがすべて消費に回るといことは、とても普通の生活をしておったとしたら考えられないことだというふうに私は思うんですね。そういう意味では、生活的に余力のある世帯というのは、所得が多い世帯の方に余力があるというふうに考えるのが普通だと思うんですよ。そうじゃないですか。だから、そういう意味では、所得が多い人ほど国保税の負担も多くしていただかないと、平等とは言えないというふうに思うんですよ、税という観点からしたらね。私はそう思うんですよ。ところが国保税はそういうふうになっていないものなんですよ。確かに所得が多ければ多いほど金額はふえますよ。ふえても、所得に対する負担割合はどんどん減ってっちゃうんですから。ということは、例えば65万円払っている世帯と100万しかない世帯と比べたら、どっちが生活が

苦しいかといったら、100万円しかない世帯の方が苦しいに決まっているじゃないですか、これだけの国保税を払った場合ね。だから、そういう意味では、こういう状態を解消する必要があるというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 所得の高い方に負担をとというようなお話でございますけれども、国民健康保険税は地方税法の中で規定されておりますけれども、この中で、それぞれ医療分、あるいは19年度の場合ですと医療分と介護分の賦課限度額、こうしたものが医療分については56万、介護分については9万というような賦課限度額がございますので、当然所得の高い方ありますと、それ以上は、例えば60万、70万を課すというわけにはいきませんので、今おっしゃったような現象が起きるかなと思いますけれども、これは国民健康保険の仕組みの中での税制度のものでございますので、これは変えようがないかなと思います。

ただ、私ども、今議員からお話がありましたように、例えば100万しか所得のない方、こういう人についても一定の国民健康保険税を負担して、残り生活をしなにかんというようなお話で、確かにそうかと思えます。そうした中で、国民健康保険税につきましては、今年度から支援分というのが新たに賦課限度額12万で追加されたわけでございますが、これまた後期高齢者との関連がございます、平成20年度におきまして、21年度に向けてはまた新たに見直しというようなことも考えるんだろうと思っておりますし、さらには国民健康保険税の四つの課税の仕組み、所得割、資産割、世帯平等、個人均等、これがずうっと大口町としてこの方法を採用してきたわけですけども、果たしてこれが国民健康保険の被保険者の方にとっていい方法なのかどうなのか、こうしたことも改めて一度研究してまいりたいと。こうした中で、今回とられました後期高齢者の、例えば今回35号で条例を上程させていただいた特定世帯、こういったような制度も国の制度として新たに構築され、さらには今回の後期高齢者の保険料の、与党のプロジェクトチームの案でいきますと9割軽減といったような考え方もあります。これがどうなるかは別問題でございますけれども、そうしたものが法制化されてくることになりますと、国民健康保険税にも少なからず影響してくると思っておりますので、そういったあたりを総合的に判断する中で、21年度に向けて研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 私は、明らかに所得に対する負担率、ここにはいびつな形があるのだろうというふうに思っております。例えば住民税だとか所得税だと非課税という人がありますよね。非課税であったとしても、いろんなサービスは受けられるわけですよ、現実の話。ところ

が、国保税の場合は、払っていただかないと、大口町の場合ですと、保険証が短期保険証になり、それでも支払わないということになると資格証明書ということになって、お医者さんでの窓口負担は10割負担。以前、保険年金課で調べてもらったことがあるんですけども、資格証明書をもらっている世帯については、一度もお医者さんにかかっていないという実態も、大口町の実態として調べていただいたことがあるんですね。要するに保険税が払えん人は医者にかからないんですね。かかれないうです。そういう人も大口町にはおられるわけですね。

例えば所得が100万から200万ぐらいの人ですと、最も負担率が高いんですよ。13%から14%にかけての負担率になってくるわけですけども、こうした高い国保税を払って、これまた医者にかかるなんていうことになってくると、私は非常に大変だなあというふうに思います。幸い大口町の場合は、子供の医療費については中学校卒業するまで無料にさせていただきましたので、非常にそういう点では助かっているわけですけども、しかしながら、所得が100万、200万ということで、子供を2人扶養していくということは非常に大変なことだというふうに思います。そういう意味でも、私はこのいびつな負担のあり方を見直す必要があるというふうに思います。

それから、よく私のところへ来て言われるのは、資産割、これも何か二重課税っぽいかななんて言われるんですね。例えば私の父親は一宮に住んでいますけれども、国民健康保険に入っていますわ、一宮でね。一宮でも固定資産税を払っているし、大口町の固定資産税も払っている。ところが、一宮の国民健康保険税には大口町の固定資産税は反映されないんです。そこに住んでいるところで持ってみえる固定資産税についてだけを反映するのが国民健康保険税の資産割なんですね。だから、資産割、資産割と言っておるんだけど、例えば固定資産を持っているけれども、そこで住んでいない人は資産割がかけられない、そういう性格のものなんですね。だから、そういう意味でも、不公平といったら不公平だというふうに思うんですね、資産割というのは。いろいろそういう意見もあります。

それから、私今回取り上げさせてもらったように、所得に対する負担割合が、本当に所得の低い人ほど重いというこの異常、これについては、周りの自治体がみんなやっておるから、そんなことを言たってしょうがないじゃないかということではなく、やっぱり実態としてよく見てほしいんですね。ですから、今後もこうした問題について私も取り上げていきますけれども、できたら能力に応じた税金、当たり前のお話なんですけど、税金というのは能力に応じて支払うんでしょう。そういう税制にぜひしていただきたいなあと、それが公平な大口町の行政のあるべき姿だろうというふうに思います。そうしたことを要望して、私の質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

散会の宣告

議長（吉田正輝君） 一般質問の途中ですが、以上で本日の日程を終了いたします。

引き続き、明日の午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 4時13分）